

九州共立大学経済学部紀要

第 123 号

2011 年 2 月

目 次

論 文

- 「William Caxton の *The Game of Chess* について」(2) 有 村 安 生 … (1)
- 第一次企業勃興期における田口卯吉の〈起業活動〉 岡 田 有 功 … (13)
- 銀行リスクと経営破綻のプロセス 権 純 珍 … (33)

九州共立大学経済学部紀要

第 123 号

九州共立大学経済学部

2011年2月

「William Caxton の *The Game of Chess* について」(2)

有 村 安 生

Abstract

The purpose of this study was to investigate morals, ethics, and social policies in the book of *the Game of Chess* which is regarded as an allegory of human society and especially to analyze the moral lessons to be found out in each class, and to demonstrate the moral construction in the medieval Christian society.

Key words

medieval European society, moral lessons, political policies

序章

中世社会の組織は国王を頭とする器官組織体と考えられ、臣下はその手足として働く一つの組織体であり、その各階級には伝統的にキリスト教社会の守るべき規範、徳目、政策などが設定されていた。それで、前回は国王、女王、司教、騎士の徳目、政策等を中心に分析、説明してきたが、今回は武将、庶民(1. 農民、職人 2. 鍛冶屋、大工 3. 書記、工芸職人、皮職人、服職人、屠殺業、床屋 4. 商人、両替商 5. 医者、薬剤師 6. 居酒屋、宿屋の亭主 7. 番人、収税人、役人 8. 賭博人、飛脚人)の徳目等を分析し、中世社会における各階級における守るべき徳目、避けるべき徳目を分析し、それがいかに中世キリスト教社会の規範作りに役立っているかを論証するつもりである。

1. 武将Rooksの役割

武将は王の代理人として地方を治める大事な役目を負い、王位に相応しい徳目が求められている。¹

第一に求められる徳目は正義で、王の代理人である武将が傲慢な欲 *pride* を持ち、不正 *untrewe* を働けば、国王の名も汚され、正義も失われ、王国も崩壊することになるので、彼らには法を守るための正義の徳目が求められる。中世における守るべき正義 *justice* とは法を

守ることであり、その他、契約、約束、誓約、契約書、忠誠心 (covenantes, promyses, othes, writynges, trouth) を守ることであり、例証文を通して武将の守るべき徳目などが具現化されている。²

次に武将に求められている徳目は人を助ける優しい心の発露である憐憫、慈悲の心 *pyte* であり、不幸にあったものへの憐み、罪を犯したものへの更生の赦し、貧しきものへの施しのための憐みなどの徳目が重視され、これらの憐憫、慈悲 *pity* の情愛は臣下への許しの感情、臣下への心使いの気持ち、臣下への慰めの言葉が生じてくる。³ 次に高い地位に付く人ほど謙虚な、謙遜した、慎ましい心 (*humble and meke*) を持つことも重要で、臣下の信頼を得る徳目の一つとして位置付けられている。⁴ 忍耐力も武将にとっては重要な徳目で、忍耐力に対する武将の取るべき徳目も説かれ、その反対の憤怒 *wrath* は武将にとっては注意すべき悪徳である。⁵ 清貧 (*wilful poverté*) はキリスト教に基づく最低限の私欲を控えた生活であり、傲慢な生活を避けるための徳目である。⁶ そして、ローマの枢機卿ヨハネはかつての美德、謙遜 *humillite*、忍耐 *patience*、分別 *wisdom* などの美德が今日、悪意に変わって来ていると嘆く文が見られる。

Thus by this richesse poverté is not onely corrupt in thysé dayes ner the cyte ner the maners, but also the thoughtes of the men ben corrupt by this covetise and by felonye that is worse than ony other enemye. (II, v)
(裕福になったことによって、今日、町では清貧が失われ、人々の考えも貪欲や獐猛心によって墮落し、更に敵方以上に悪化してきている。)

最後に武将は寛大な気持ちで、臣下に対しては十分な気前よい態度 (*large and liberal*) を示し、十分な報酬を与え、臣下の信頼を得るべきとして、武将の持つべき徳目を説明している。⁷

以上の武将の取るべき徳目には、次のような美德とその反対の避けるべき悪徳が示され、中世時代の John Gower などの14世紀の政治学の書に見出される徳目を踏襲しているのが見出される。

		美德	悪徳
1	政治	正義 <i>justice</i> (law, swear, loyalty)	不正 <i>unjustness</i>
2	政治	憐憫 <i>pity</i>	殺人 <i>homicide</i>
3	倫理	謙遜 <i>humility</i> , 謙遜 <i>modesty</i> 従順 <i>obedience</i>	傲慢 <i>pride</i> , 傲慢 <i>boasting</i> 不従順 <i>disobedience</i>
4	倫理	忍耐 <i>patience</i>	怒り <i>anger</i>
5	倫理	清貧 <i>poverty</i>	裕福 <i>wealth</i>
6	倫理	気前よさ <i>generosity</i> , 寛容 <i>liberality</i> 寛大 <i>largess</i>	貪欲 <i>avarice</i> , 強奪 <i>rapine</i> 聖職売買罪 <i>simony</i>
7	倫理	節制 <i>moderation</i>	浪費 <i>prodigality</i>

武将は上流階級に属しているので、王侯の身に付けるべき学問として、まず政治学の分野にある正義、憐憫が求められ、次に倫理学の分野にある謙遜、忍耐、気前よさ、節制の他に、清貧という徳目が求められ、必要以上のものを消費し、派手な生活をするのを戒め、そして、各項目毎に例証文を挙げ、具体的に守るべき徳目を論じている。

2. 歩(pawn)、即ち、庶民について

1) 農民、職人

彼らに対する徳目はまず、神への忠誠心loyalteであり、彼らに与えられた大地とそこから生み出される農作物への感謝、神の教会への1/10税の支払い、神に帰依する心を持つことが重視され、⁸次に、主君に対しての忠誠心 obedience, loyalty, faithfulness が求められ、ヨーロッパ中世キリスト教社会の独特な精神構造が見出される。⁹

庶民の生活はあくまで質素な生活、清貧であり、怠惰の罪 ydelness を避け、真面目に働くことが求められている。この怠惰 idleness, sloth の罪は 酩酊 drunkenness 等による罪も生むので日々、真面目に活動 activity, prowess することが求められ、特に派手な庶民生活の中に見られる傲慢 pride, 嫉妬 envy, 貪欲 covetise の罪はけして抱かないようにと論じている。

以上のことから農民の徳目としては次のような美德とその反対の避けるべき悪徳が示されている。

		美德	悪徳
1	倫理	献身 loyalty 従順 obedience	偽善 hypocrisy 不従順 disobedience
2	倫理	清貧poverty	裕福 wealth
3	倫理	節制 measure 滋養 nourishment	大食 gluttony 酩酊 drunkenness
4	倫理	剛勇 prowess 活発 activity	怠惰 sloth 怠惰 idleness, laziness
5	倫理	謙虚 humility	傲慢 pride
6	倫理	愛徳 charity	嫉妬 envy
7	倫理	正義 justice	貪欲 covetise

彼らは下層階級で、政治学的な徳目よりは、倫理的な徳目を守ることに重点が置かれ、中世社会の精神的規範が見出される。

2) 鍛冶屋、大工

歩としての第2の職人は鍛冶屋、大工、船大工職人などで、彼らの客は彼等に全財産、あるいは生命を任せることになるので、客に対しての彼らの信用(fayth&truste)が第一のものとなる。例えば、船大工には安全な船の造船、大工には安全な家、金細工師には金の信用問題などが重要視される。¹⁰

He that leseth his fayth and beleve may lose no gretter ne more thyng,
and fayth is a soverayn good …, (III, ii)

(信用、信頼を失うことほど大きな痛手はない。信用は最高の徳である。)

次に、彼らの生活面においては私欲を抑えた、お互い分かち合う生活が大事で、個人の利益のみを追求する社会には悪徳が蔓延するとしている。

And here in ought we to folowe nature, for she sheweth to us that we shold do comyn proffyt, one to another. And the first fondement of justice is that no man shold noye ne greve other, but that they ought do the comen proffyt. (Ⅲ. ii)

(お互い利益は分かちあうべきであると自然の女神は指し示している。誰も他人を悲しませるべきでなく、お互い利益を分かち合うことが最初の正義の根本である。)

それ故、互助の精神を守り、悪徳の嫉妬、疑惑 suspicion の罪は避けるべきとし、臣下に対しては希望 good hoop を約束し、剛勇な気持ち hardy coage を持って統治すれば、危険から避けることができるとする。¹¹

以上のことから職人に対しての徳目としては次のような美德とその反対の避けるべき悪徳が示されている。

		美德	悪徳
1	政治	信用 faith	偽善 hypocrisy
2	政治	正義 justice	食欲 covetousness
3	倫理	救済 help, 慈悲 charity, 希望 hope	略奪 supplanting, 嫉妬 envy 疑惑 suspicion
4	倫理	勇気 prowess	怠惰 sloth

職人にとっては、客の信用、契約の履行が第一として、政治的な徳目が挙げられているが、下層階級の中での精神的規範に重点が置かれている。

3) 書記、工芸職人、皮職人、服職人、屠殺業者、床屋職人など

第3の歩は司教(=裁判官)の前にいる書記官たちで、信用、信頼(true honest countenance, truth in words)の美德が求められる一方、¹²仕事柄、女性と付き合うことも多いことから貞節(chastity, continence)を持ち、色欲(lechery)のような悪徳を退ける勇気が要求される。¹³ また、職人たちに求められる徳目には“約束、契約”を守るという言行一致(one accorde in good by entente, by word and by dede)の徳目が求められる。¹⁴

以上のことから書記などに対する徳目としては次のような美德とその反対の避けるべき悪徳が示されている。

		美德	悪徳
1	政治	信用 truth, faith	偽善 hypocrisy, fraud
2	倫理	善意 goodwill, 慈悲心 charity	裏切り treachery, 嫉妬 envy
3	倫理	愛情 affection, 友情 friendship	憎悪 hatred, 裏切 treachery
4	倫理	貞節 chastity, continence	色欲 lechery, incest
5	政治	正義 justice	食欲 covetousness

書記などは支配階級の身近にいる以上、政治的な徳目も重視され、また下層階級との付き合いも多いことから、倫理的な面も重視されている。

4) 商人、両替商

第4の歩は商人、両替商、収税人などで、仕事柄、強欲、貪欲の罪 *avarice, covetousness* を抱きがちになるので、その罪は避けるべきであるとしている。¹⁵

avarice destroubleth fayth, poest, honest and al thise other good vertues, and taketh for thyse vertues pryde, cruelt and to forgete God, and sayth that al thynges be vendable. (III, iv)

(強欲は信頼、力、正直さなどの美德を破壊し、これらの美德の代わりに傲慢さや残酷な行為を働き、神を忘れ、全てのものは売却できるものであると公言している。)

また、商人は貸し借りの原則は守るべきで、けして虚偽の取引をすべきでないとしている。それ故、商人、両替商たちにとっては金の貸し借り、日時、条件などは明確に把握し、顧客の信用 *faith, honest, truth* を第一として商いをすることが求められている。¹⁶

以上のことから両替商などの徳目としては次のような美德とその反対の避けるべき悪徳が示されている。

		美德	悪徳
1	倫理	寛大 <i>generosity</i>	強欲 <i>avarice</i>
2	倫理	正義 <i>justice</i>	貪欲 <i>covetous</i>
3	政治	信用 <i>faith</i>	裏切り <i>hypocrisy</i>
4	政治	信頼 <i>truth</i>	虚偽 <i>fraud, deceive, beguile</i>

商人の貪欲、虚偽は人を悲しませるような事件を引き起こすとして、それがここでは例証文で具現化されているが、それは現実的な政治的な手法で解決することが求められるとして、政治的徳目も重視されている。

5) 医者、薬剤師、漢方医など

第5の歩は医学(内科、外科、薬剤師など)などの道に従事する人々で、仕事柄、多大の知識と知恵(*knowledge, wisdom*)が必要とされ、最低、中世の自由7学科 *Seven Liberal Arts*(文法、論理、修辞、算術、幾何、音楽、天文)を身に付け必要がある。なぜならば、人命を預かる以上、医者には良き作法、言葉使い、貞節さ、健康、律儀さのみならず、患者の状態を研究し、それを治すための知識、技術に精通している必要があり、法律家のように論争を求めるべきでないとする。また、上流階級の貴婦人などと接する機会が多いことから貞節 *chastity, continence* の徳目も重視されている¹⁷。

歓喜 *joy* という徳もまた喜ばしいもので、体全体に喜びを拡げるので、人は皆この徳を当然ながら持ちたがり、特に良心の徳から来るものであればさらに喜ばしいとしている。このような歓喜はもちろん賢人たるものは皆持っていて、これは自然の女神から授けられたもので

ある以上、けして運命の女によっても除去されないとしている。しかしながら、極端な歓喜は避けるべきで、このような喜びは死に到る場合があるので避けるべきであるとし、いろいろな例証で極端な喜びは人命を失わせるとしてこれを戒め、医者としてこのような原因と治療の仕方にも心得るよう諭している¹⁸。

また、薬剤師などは医者への指示通りに勤勉で、活発な心 *diligence, activity* を持って、まじめに働き、怠慢 *neglygence* な行為は避け、主たる仕事の薬を作るときでも処方箋通りに量り、重さに対しての虚偽は避け、人に毒などを与えることなどの不注意は避け、医者への指示通りにするよう諭している。

外科医も優しく、憐憫の情 *debonair, amiable, pyte* を持って患者と接し、けして、急いで *hasty* 対処せず、原因が明らかになってから患者の病を治すよう対処すべきで、そうでなければ病気の治療者ではなくて、人殺しとの汚名を着せられることになる。それでまずは己を身綺麗にして、それから他人の病を治す人になるべきであるとしている。

以上のことから彼らの徳目としては次のような美德とその反対の避けるべき悪徳が示されている。

		美德	悪徳
1	倫理	勤勉 <i>diligence</i> 知識 <i>knowledge</i> 活発 <i>activity</i>	怠慢 <i>negligence</i> 怠惰 <i>idleness</i>
2	政治	知恵 <i>wisdom</i>	
3	倫理	貞節 <i>chastity, continence</i>	色欲 <i>lechery</i>
4	倫理	優しさ <i>gentleness</i>	争い <i>contention</i>
5	政治	憐憫 <i>compassion</i>	人殺し <i>homicide</i>
6	政治	性急 <i>haste</i>	熟慮 <i>deliberation</i>
7	倫理	健康 <i>health</i>	病気 <i>illness</i>

医者への身に付けるべき徳目は王侯への身に付けるべき徳目と重複し、理論哲学(神学、自然学、数学)、雄弁術(文法、論理学)、実践哲学(倫理学、家政学、政治学)も学ぶよう要請され、知恵 *wisdom* など他の庶民と異なる徳目も要求されている。

6) 居酒屋、宿屋の亭主

第6の歩は居酒屋や宿屋や食料販売人たちで、彼らは仕事柄、悪徳の大食や酩酊 *gluttony, drunkenness* の罪に陥りやすく、そこから争い *contention*、色欲 *lechery* 等の罪が引き起こされ、理性も麻痺し、体も壊してしまうという。¹⁹

the vice of glotonye provoketh lecherye, wherof cometh forgetenes of his mynde and destruccion of alle quyck and sharpe reason, and is cause of distemperaunce of his wyttes. (III, vi)

(大食の罪は色欲を喚起し、精神を忘れさせ、直ちに理性を破壊し、知性のバランスを失わせてしまう。)

彼らの接客も重要で、優しい心、言葉遣い (debonaire, gentleness, fair speech) を持って客に接し、安心さすという王侯の身に付けるべき雄弁術も大事で、ましてや、お客のものを奪うというような貪欲、強欲 covetousness, avarice の罪を抱くことがないように配慮すべきであるとし、このような悪徳の行為は残酷、卑劣な行為で、神の怒りを買ひ、いつかは真実の裁きを受けるとして例証文をあげ、戒めている。²⁰以上のことから次のような美徳とその反対の避けるべき悪徳が示されている。

		美徳	悪徳
1	倫理	節制 measure 節酒 sobriety	大食 gluttony 酩酊 drunkenness 贅沢 superfluity
2	倫理	貞節 chastity	色欲 lechery
3	政治	正義 justice 寛容 generosity	強欲 covetous 貪欲 avarice
4	倫理	優しさ gentleness 愛情 affection	憤怒 contention 憎悪 hatred
5	倫理	憐み pity mercy	残酷 cruelty 殺人 homicide

仕事柄、大食、色欲の罪が重視され、倫理的な面が主に強調されて、例証文で更に詳細にその罪を戒めている。

7) 番人、収税人、役人

第7の歩は町の門番、収税人、通行徴収人などであり、彼らは仕事柄、左手に鍵、右手に尺、腰に財布を下げ、正しく測り、正しく徴収することが求められ、仕事柄、騎士達よって直接指導される立場にある。町の番人は治安維持のために仕事柄、活動的な真面目な気持ちの心を持ち、町を隈なく見回り、危機を未然に防ぎ、真心を持って社会の利益のために働くことが求められている。

The keepers of the cyte be diligent, besy, clere sayeng and lovers of the comyn prouffyt and wele, as wel in the tyme of pees as in the tyme of warre. (III.vii)
(町の番人は戦いのときでも平和なときでも真面目で、活動的で、正直に話し、公益を愛する人でなければならない。)

その他、市民ために良心を持ち、愛郷心を持ち、けして悪意を持って市民を陥れるような悪意を持つてはいけなとし、人の考えを見通している神に対しての畏怖の念を絶えず抱き、仕事や幸せをもたらしている神の恩寵にも感謝すべきである。²¹町の公務に携わる人々は当然、賢明な行動を取ることが要求され、誠実な気持ちを持って庶民に接し、公務の金をけして私的に流用すべきでなく、悪意の気持ちで得た富はけして身に付かないとし、税、通行税も要求された額だけを徴収し、平等にあらゆる人に接し、忍耐の美徳を持ち、けして貧しき人々に悪意を持つべきではないし、ここでは忍耐の美徳を説いている例証文などが見出される。²²

And pacience is a right noble vertu, as a noble versiefier saith that pacience is a right noble maner to vaynquyssh. For he that suffreth overcometh.

And yf thou wylt vaynquysshē and overcome, lerne to suffre. (III.vii)

(忍耐は崇高な美德であり、詩人が言うように忍耐は手に入れるべき崇高なものであり、忍耐するものはいかなる困難も克服するだろうし、困難を克服するものは忍耐を学ぶことになる。)

以上のことから次のような美德とその反対の避けるべき悪徳が示されている。

		美德	悪徳
1	倫理	活動 activity 勤勉 diligency	怠惰 idleness 怠慢 negligence
2	倫理	忍耐 Patience	憤怒 anger envy
3	政治	正義 justice	貪欲 covetousness

町を守り、税を集めることからまず倫理的問題が重視され、怠惰な罪により町が崩壊する危険性があることから、勤勉などの徳が重視されているのが見出される。

8) 召使、賭博人、飛脚人など

最後の章では各地の情報を集める召使や賭博人や飛脚人の問題が扱われ、賭博人などは仕事柄、多くの金を無駄に浪費し、道楽に耽りがちになるので、絶えず武將が無駄に消費しないよう監視しておく必要があるとしている。貧困に陥れば、泥棒などの強盗の罪を犯し、社会の秩序を乱す恐れがある。

And ye shalle understonde that fole large is a ryght evyl vyce. For how wel that she doeth good and prouffyt somtyme to other, yet she doth harme and dommage to hym that so wasteth. (III.viii)

(浪費は悪徳であることを理解すべきである。たとえ他人に利益をもたらしても、浪費はその人に害を及ぼすものである。)

例証文の中にはシェークスピアのリア王のように、無駄に財を使いすぎたものには子供からも結局見放されてしまうという戒めの例証が見出される。²³

And ye shal understonde that hit is a grete folye to dyspende and waste his good in hope for to recover hit of other, be hit of sone or doughter, or right nygh kynne. For a man ought to kepe in his hand in dispendyng his owne goodes tofore he see that he dispende other mennys. (III.viii)

(他人から助けをもらえるという望みで、自分の財産を浪費するものはいかに愚かであるかということを理解すべきである。たとえ、自分の息子、娘、近親者であろうとも、他人のものを浪費する前に自分で消費するものは自分の所に持っているべきである。)

このように浪費がこの時代にはいかに重い罪であるかを論じている例証であり、浪費する者たちは領主を悲しませるような情報をばら撒いたり、裕福な人々に争いを吹っかけ、脅しを

かけたりと社会の不利益になるようなことばかりしているとしている。特に、賭博者、好色漢などは彼らの貪欲、好色 covetise, lechery により、貧困を生み出し、盗み、酩酊を繰り返し、大食漢の罪を犯すなど連鎖の悪徳を生み出し、特に貴族などに従って戦争する時には味方の勝利よりは個人的な盗み、悪事を働き、味方の勝利を失わせることもありえる。また、飛脚の仕事は領主にとっては大事なもので、彼らの遅れは領主に対する被害、友人への損失を引き起こし、商売においても損失を生じさせ、結局は国家の不利益をももたらすのであり、それ故、彼らの仕事においては勤勉、スピーディな仕事が求められる。

以上のことから召使、賭博人、飛脚人などの徳目としては、次のような美德とその反対の避けるべき悪徳も示されている。

		美德	悪徳
1	倫理	節制 moderation 滋養 nourishment	大食 gluttony 浪費 prodigality 酩酊 drunkenness
2	倫理	活動 activity	怠惰 idleness
3	倫理	早急 hasty	遅配 delay
4	倫理	貞節 chastity	色欲 lechery

最後の階層に出てくる賭博人などは浪費という当時にとっては大事な食料などの問題があるので、倫理の項目で特に重視されている。

以上、武将を除く庶民に対しての守るべき徳目は主に倫理学に基づく徳目が求められ、上流階級との接触の多い階級には政治的倫理も求められているのが見出され、ヨーロッパ中世社会の聖職者、騎士、商人、庶民など各階級の守るべき徳目が例証文によって、具体的に説明され、共に各徳目を共有化して、中世キリスト教社会を支えるよう説明されている。また、当時の特に庶民たちの今日では存在しない職業人のことなども各階層の中で説明されているが、珍しい色付きの人物の木版画の挿入により、視覚によっても分かり易く読者に説明する姿勢が見出され、新たな文学、新たな時代の予兆も感じられる作品ともなっている。

註

1. 中世時代のJohn Gowerの「Confessio Amantis」の第7巻では王侯の心得とすべき学問や君主道が説かれ、王侯が善政を行うよう定めた倫理学の中の美德としての7つの徳、即ち、謙虚、愛徳、忍耐、剛毅、寛大、節制、貞節や、自分の国をどのように治めるかを問題にしている政治学の徳、真実、寛大、正義、憐憫、貞節など説明されているが、中世の他の政治的書物「Secreta Secretorum」などの政治学分野では知恵、正義、堅忍、節制の徳目が説明されている。
2. 正義に関する例証文

ローマの高官の話	不法行為 (not juste)
マルクス レグルスの話	約束を守ること (kepe his oth)
ローマの公爵エメリエの話	戦時の法を守ること (lawes to kepe)

- | | |
|----------|----------------------------|
| ハンニバルとの話 | 約束を守ること (a false oth) |
| ファブリクスの話 | 家来の忠誠心を守ること <i>loyalte</i> |
3. 憐憫に関する例証文
- | | |
|-----------|------------------------------|
| ローマの裁判官の話 | 娘の憐憫と赦し <i>pity, pardone</i> |
| シーザーの話 | 敵の王への憐憫 <i>pity</i> |
| アレキサンダーの話 | 老臣下への憐憫 |
4. 謙虚さに関する例証文
- | | |
|--------------|----------------------------|
| パブリウス シーザーの話 | 謙遜した態度 <i>humble</i> |
| スキピオの話 | 慎ましい生活 <i>humble</i> |
| ファビアンの話 | 謙虚な態度 <i>meeke, humble</i> |
| ヴァスパシアン皇帝の話 | 謙虚な姿勢 <i>humble</i> |
| ヨブの話 | 謙虚な態度 <i>humble</i> |
5. 忍耐、憤怒に関する例証文
- | | |
|---------------|----------------------------|
| アレキサンダーへの非難の話 | 部下への忍耐 <i>patiently</i> |
| シーザーへの非難の話 | 部下への忍耐 <i>patiently</i> |
| シーザーの家系の話 | 部下への忍耐 <i>patiently</i> |
| アンティゴヌス王の話 | 部下への忍耐 <i>patiently</i> |
| プラトンの師のタレントの話 | 怒りの抑制 <i>yre and wrath</i> |
| セネカの話 | 怒りの抑制 <i>angry, yre</i> |
6. 清貧に関する例証文
- | | |
|--------------|---------------------------------------|
| ローマの将軍スキピオの話 | 私欲を求めず名声を維持 <i>not avaryce</i> |
| アルタゴネ王の話 | 清貧を維持 <i>wylful poverté</i> |
| オーガスティンの話 | 貪欲時のローマと清貧時のローマ <i>wylful poverté</i> |
| 枢機卿ヨハネの話 | 貪欲に支配され、清貧の精神の消えたローマ |
7. 寛大さに関する例証文
- | | |
|---------|----------------------------|
| シーザーの話 | 臣下に対する気前よさ <i>large</i> |
| ティツウスの話 | 気前よさ <i>large, lyberal</i> |
| シーザーの話 | 臣下への配慮 |
8. 神への忠誠心に関する例証文
- | | |
|-----------|--|
| カインとアベルの話 | カインの不信心 <i>envye</i> と樂園追放 |
| ダビデの話 | 若いときの罪と逆境と神への帰依 <i>ritorned to God</i> |
| イスラエルの民の話 | 罪と逆境 <i>synne</i> |
9. 主君に関する例証文
- | | |
|---------|--|
| 主人と臣下の話 | 裁判での臣下の主人への忠誠 <i>faithful</i> |
| 主人と臣下の話 | 主人の身代わりとなった臣下への忠誠 <i>faith to his master</i> |
10. 信用に関する例証文
- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| ローマのファビウスの話 | ハンニバルとの信用、約束 <i>beleve and fayth</i> |
|-------------|--------------------------------------|
11. 疑義に関する例証文
- | | |
|-------------|------------------------------------|
| 暴君ディオニシススの話 | 臣下への疑念は国の崩壊をもたらす <i>suspescion</i> |
|-------------|------------------------------------|

12. 友情に関する例証文

蜂の自然的例証	愛情を持って共同体を保護 friendshyp&good wylle
カトーの話	利害関係の愛情は商品marchaundyseの売買と同じ
アラブの哲学者の話	逆境時助ける友が真の友 trewe frendes, in adversite
バンダクの商人の話	逆境時の真の友 ferme and trewe love

13. 色欲に関する例証文

哲学者デモクレオンの話	眼をくり抜き色欲を避ける flesshly desire
ヴァレリアの話	顔を傷つけ女性を避ける
プラントンの話	人里離れ、色欲 lechery を避ける

14. 虚偽に関する例証文

悪魔の蛇の話	虚偽を信じたアダムとイヴの楽園追放 lye
シラクサネの話	嘘を言わない婦人とセシユ王 lye

15. 食欲に関する例証文

アンティゴヌス王の話	貪欲な王の哲学 covetise
ローマの貴婦人の話	貪欲な心も持たなかった covetyse chastyte
ローマの貴婦人の話	死後食欲の罪が暴かれ金貨が口に注がれる covetise
ローマのある男の話	貪欲により、殺人を犯す avarice
皇帝アントニーの話	貪欲なエジプト王と同じ罪の皇帝 avarice

16. 詐欺に関する例証文

両替商アルベルトの話	詐欺、虚偽の取引 falsely, fraudulent
ある商人の話	詐欺を働く両替商 deceyvoir
イソップ物語	犬とチーズの話 covertise

17. 貞節に関する例証文

ヒポクラテスの話	誘惑に負けず貞節を守り通す continence
スキピオの話	色欲の館を廃止し、兵士を守る lecherye, contynence
哲学者ヴァレイアンの話	貞節を守り通したこと chaste man

18. 喜びに関する例証文

船員の妻リナの話	死んだ思っていた夫の帰宅したことで、余りの喜びで突然死んだこと so gladde and joyous
ある女性の話	死んだと思っていた息子の帰宅と喜びでの突然の死
フィロメヌスの話	笑いすぎて死んだ話
ティテウスの話	喜びすぎて麻痺したが医者の治療で回復 helth

19. 酩酊に関する例証文

ある隠遁者の話	酩酊により色欲と殺人の罪を犯す dronkenshyp
イブの話	禁断の実を食べたイブの罪 gluttony
自然の動物の話	牛は草原、象も森だけ満足 measure
ノアの話	酩酊による悪態 drunkness
ロトの話	酩酊による姦淫 drynkyng
ボエティウスの話	酩酊による殺人 drunkness

ヘロデ王の話	飲酒による殺人 glotony, dronkship
バルサザール王の話	酩酊による敗北と破滅 drunkness

20. 盗みに関する例証文

ロンバルディの貴族の話	旅籠屋の召使の盗み thief
巡礼中の父子の話	旅籠屋の主人の強欲 covetyse
巡礼中での息子の死	旅籠屋のメイドの強欲と色欲 lecherye

21. 神への畏怖の念に関する例証文

皇帝フレデリック2世の話	裁判官を恐れ誠実な生き方を求める trewly
デニス王の話	国王は絶えず神を意識すること vengauce of God

22. 忍耐に関する例証文

ソクラテスの話	弟子たちへの忍耐の進言 pacience
ソクラテスの話	悪妻への忍耐 suffering

23. 浪費に関する例証文

ヨハネの話	娘達に生前に財を渡し、路頭に迷う dyspende, waste
-------	----------------------------------

参考文献

N.F. Blake, 「Caxton's Own Prose」, Andre Deutsch, 1973, U.K.

N.F. Blake, 「Selections from William Caxton」, Oxford University Press, 1973

Judith Ferster, 「Fictions of Advice, the Literature and Politics of Counsel in Late Medieval England」, U.of Pennsylvania Press, 1996

L.M. Kekewich, 「Books of Advice for Princes in 15th Century England」, The British Library, 1987

K.L. Scott, 「The Caxton Master and His Patrons」, Cambridge University Press, 1976

「William Caxton」, Catalogue of an Exhibition, Cambridge University Press, 1976

「Middle English Survey, critical essays」, ed. by Edward Vasta, University of Notre Dame Press, 1965

TEXT

「Caxton's Game and Playe of the Chesse」, ed.by E.A. Axton, Echo Lib., 2008

「Caxton's Aesop」, ed. by R.T. Lenaghan, Harvard University Press, 1967

Jacobus de Cessolis, 「The Game of Chess」, tr. by William Caxton, The Scolar Press, 1976

John Gower, 「Confessio Amantis」, O.U.P

第一次企業勃興期における田口卯吉の〈起業者活動〉

岡田 有功

1 はじめに

本稿の課題は、1880年代後半の第一次企業勃興期に田口卯吉が行った〈起業者活動〉の歴史的性質を明らかにすることにある。

今から1世紀以上前の1886(明治19)年に日本は史上初の企業勃興期を迎え、約3年間会社設立ブームが出現した。同年の後半に投資のための経済的環境が整いつつあり、多額の資金を要する鉱工業・運輸業などの近代産業が勃興した。この第一次企業勃興の開始に先立って、国立銀行を中心として近代的な銀行制度が整備され「松方デフレをつうじて社会的資金がすでに銀行に集中していた」のであった⁽¹⁾。デフレ政策により紙幣整理が進み、銀貨と紙幣の格差が解消した86年に銀本位制度が成立すると、預貯金は急増し日本銀行の低金利政策もあって市中金利は低下傾向をたどった。こうした物価の安定と金融緩慢が企業勃興の直接的な契機であった⁽²⁾。

表1をみると、1886～89(明治19～22)年のわずか3年の間に「全会社」「新設会社」の資本金額・会社数とも2～3倍に増加している⁽³⁾。鉄道業から始まり紡績業、そして鉱業へと広がった第一次企業勃興は、東京・大阪などの大都市だけでなく各地域においてみられた現象であり⁽⁴⁾、同表の上位にある神奈川・兵庫は「地方」とみなすこともできよう。下段の「新設会社」⁽⁵⁾の資本金額では、86年に秋田に次いで6位であった東京が、89年には首位の座を占めているほか、両年における資本金シェアのトップは、83%(神奈川)から44%(東京)へと半減している。こうした動向は、企業勃興が各地域に広がっていたこと、さらには各地に投資主体・経営主体が存在していたことを示している。

ところで、田口卯吉は明治期を代表する思想家の1人であり、国内初の経済雑誌『東京経済雑誌』の主筆であったことは周知の事実であろう。田口に関する研究は、経済思想史・経済学史の分野において進められてきた⁽⁶⁾。そこでは、自由主義経済学者としての評価が定まっているといてよいが、田口はジャーナリスト・エコノミスト・歴史研究者・政治家として多方面で活躍し、両毛鉄道など新しい事業会社の設立にも力を尽くした。彼が「経済的自由主義を躬行せんがためには、或は南島商会を起して自ら船を南洋に進め、或は両毛鉄道を起して私設鉄道の祖

となり、或は秋田に花岡鉦山を經營し、或は東京株式取引所及び東京商業會議所に椅子を占める等、殆ど如何なる勞をも厭はなかつた」という指摘は重要であろう⁽⁷⁾。ほかにも彼は、東海銀行の顧問として銀行業にかかわり、小田原馬車鉄道会社の設立に参画するとともに、東京市街鉄道の敷設計画(1889年)や函館・小樽間の北海道鉄道の敷設計画(94年)にも加わっていた。

表1 第一次企業勃興期における府県別の資本金額・会社数

府県名	1886年		府県名	1889年	
	公称資本金額	会社数		公称資本金額	会社数
	全 会 社			全 会 社	
	千円 %	社 %		千円 %	社 %
1. 東京	27,538(43.9)	164(9.8)	東京	82,886(45.1)	363(8.9)
2. 神奈川	11,511(18.4)	17(1.0)	兵庫	20,451(11.1)	244(6.0)
3. 大阪	5,259(8.4)	113(6.8)	大阪	16,808(9.2)	294(7.2)
4. 新潟	3,160(5.0)	160(9.6)	北海道	13,636(7.4)	114(2.8)
5. 秋田	1,807(2.9)	34(2.0)	福岡	4,807(2.6)	156(3.8)
6. 北海道	1,193(1.9)	29(1.7)	京都	3,886(2.1)	123(3.0)
7. 滋賀	1,032(1.6)	28(1.7)	新潟	3,312(1.8)	161(4.0)
8. 長野	962(1.5)	132(7.9)	愛知	2,912(1.6)	144(3.5)
9. 岐阜	721(1.2)	146(8.7)	神奈川	2,688(1.5)	67(1.6)
10. 兵庫	709(1.1)	51(3.1)	滋賀	2,183(1.2)	52(1.3)
総計	62,697(100)	1,669(100)	総計	183,615(100)	4,067(100)
	新 設 会 社			新 設 会 社	
1. 神奈川	11,022(83.4)	3(1.6)	東京	17,695(44.4)	98(15.2)
2. 大阪	486(3.7)	30(16.3)	北海道	7,773(10.5)	16(2.5)
3. 新潟	226(1.7)	24(13.0)	大阪	3,722(9.3)	47(7.3)
4. 岐阜	219(1.7)	11(6.0)	兵庫	1,823(4.6)	45(7.0)
5. 秋田	202(1.5)	2(1.1)	神奈川	1,266(3.2)	12(1.9)
6. 東京	134(1.0)	7(3.8)	福岡	1,258(3.2)	34(5.3)
7. 北海道	127(1.0)	6(3.3)	京都	769(1.9)	9(1.4)
8. 富山	115(0.9)	6(3.3)	長崎	634(1.6)	19(2.9)
9. 福岡	88(0.7)	9(4.9)	愛知	624(1.6)	25(3.9)
10. 愛知	79(0.6)	12(6.5)	鳥取	364(0.9)	7(1.1)
総計	13,215(100)	184(100)	総計	39,831(100)	646(100)

(注) 1. 『日本帝国統計年鑑』各回、および『農商務統計表』各次より作成。

2. 「全会社」は農業・商業・鉱工業・運輸業、「新設会社」は農業・商業・工業・水運の合計。

3. 単位未満は四捨五入した。

こうした田口卯吉の活動は、日本に自由主義経済を打ち立てるためのものであったとみなすことができるが、その活動に関する検討は十分になされているとはいえない。田口が明治政府の保護政策を批判し経済的「自由主義活動を提唱して啓蒙的役割を果たした」のは、『自由交

『易日本経済論』を公刊した1878(明治11)年から日清戦争前後の時期であった⁽⁸⁾。彼は「個人主義および政府非干渉論」をもとに⁽⁹⁾、民間の事業について「事業家の自発的活動」によるものとし⁽¹⁰⁾、「官業や独占に対抗する自立した個人の起業」⁽¹¹⁾、「日本の実業人が『独立独行』であるべきこと」⁽¹²⁾などを主張していたのであった。

そこで本稿では、田口の啓蒙的役割が大きかった時期に展開された上記の活動を実証的に明らかにする。具体的には、第一次企業勃興期における彼の活動を〈起業者活動〉ととらえ⁽¹³⁾、両毛鉄道・花岡鋳業・東海銀行・小田原馬車鉄道を採りあげて設立状況と役員構成を分析する。つぎに、これらの会社の設立に力を注いだ彼の〈起業者活動〉はどのような考え方に基づいていたのかという点について、彼の論説から探っていくことにしたい。

2 田口卯吉の〈起業者活動〉

田口卯吉の〈起業者活動〉は、ほとんど1880年代後半の第一次企業勃興期に集中している(表2)。前述したように、当該期に全国的な会社設立ブームが生じたが、会社の資本金払込率は半分に満たなかったし⁽¹⁴⁾「新規会社ノ創立出来ザルハ無論、是迄五、六分通り仕掛ケタル会社モ、中途ニテ廃業スルノ有様」であった⁽¹⁵⁾。資金需要の高まりから金融が逼迫し⁽¹⁶⁾、廃業に追い込まれたものも珍しくなかったのである。さらに、会社に関する法整備が遅れており⁽¹⁷⁾、企業勃興は決して順調に進んだわけではなかった。

表2 田口卯吉の関係した事業経営

社名	役職	就任期間	備考
1. 東京株式取引所	肝煎	1883年1月～86年10月	公債証書売却益の処分法をめぐる辞任
2. 両毛鉄道会社	社長	1887年5月～90年1月	97年1月任意解散・日本鉄道会社に買収
3. 花岡鋳業会社	社長	(1888年9月)	
4. 小田原馬車鉄道会社	取締役	1888年9月～89年	国府津～小田原～湯本間で営業開始
5. 東海銀行	顧問	1889年8月～同年12月	
6. 南島商会	頭取	1890年3月～91年3月	南洋貿易の開拓を目的、士族授産金を基金

(注)『東京株式取引所五十年史』1928年、杉原四郎・岡田和喜編『田口卯吉と東京経済雑誌』日本経済評論社 1995年、「有限責任 花岡鋳業会社定款」『田口家(武二郎)文書』早稲田大学中央図書館蔵、『小田急五十年史』1980年、『東京経済雑誌』第481号 1889年、および田口親『田口卯吉』人物叢書吉川弘文館 2000年より作成。

田口がかかわった会社のうち、両毛鉄道・小田原馬車鉄道・東海銀行の払込資本金と損益額を示した表3によると、両毛鉄道は利益を増加させているが、小田原馬車鉄道については1890(明治23)年に恐慌の影響などから赤字に転落した。89年8月に開業した東海銀行は順調に収益を伸ばし、90・91年における同行の払込資本金利益率(F/E)は両毛鉄道を2倍近く上回っていた。これに対して、花岡鋳業会社は事業を本格化するにはいたらなかった。以下では、田口の〈起業者活動〉について、両毛鉄道・花岡鋳業・東海銀行・小田原馬車鉄道の事例を考察する。

表3 3社の払込資本金と損益額

年次 年度	両毛鉄道会社			小田原馬車鉄道会社			東海銀行		
	払込資本金 (A)	損益金 (B)	B/A	払込資本金 (C)	損益金 (D)	D/C	払込資本金 (E)	損益金 (F)	F/E
	千円	円	%	千円	円	%	千円	円	%
1888	1,000	21,978	2.20	…	…	…	—	—	—
1889	1,500	68,427	4.56	85	853	1.00	100	5,665	3.92
1890	1,500	70,602	4.71	85	△4,686	△5.51	200	19,289	9.64
1891	1,500	102,659	6.84	65	2,792	6.46	200	24,735	12.37

(注)1. 石井常雄「両毛鉄道会社の経営史的研究」明大『商学研究所年報』第四集 1959年、『日本帝国統計年鑑』各年版、『東京経済雑誌』各号より作成。

2. 1889年における小田原馬車鉄道会社のデータは、88年10月～89年9月のもので、東海銀行の89年の数値は同年8～12月のもので、90年上期の払込資本金は150千円。△はマイナス。

3. 単位未満は四捨五入した。

(1) 両毛鉄道会社

両毛鉄道会社は1887(明治20)年3月、資本金150万円をもって成立し、同年5月に私鉄として認可された。本社は栃木県足利町、支店は東京におかれることになった。前年の86年11月に発起人総会が開かれ、同社の創立請願書は群馬・栃木両県知事に提出された。両県知事はこれを内務大臣に上申し、修正のうえ再提出された請願書は鉄道局長官を経て内閣によって了承されたのであった。それと同時に、同鉄道創立委員は「工事および運搬諸般の事業いっさいを日本鉄道会社に委託」したい旨を伝え、翌87年1月に日本鉄道はそれを承諾した。このように、両毛鉄道は創立当初から日本鉄道に業務を委託してスタートしたのであった⁽¹⁸⁾。

両毛鉄道の株式取引の開始は1887年7月であったが、前年11月の創立願書提出後、証拠金として払い込んだ50銭の株券予約証がプレミアム付きで売買されるようになった。その売買は会社の設立認可のころにはピークに達し、同社は「鉄道投資熱の先頭を切った」のである⁽¹⁹⁾。しかし、それは「いちじるしく投機的な性格を帯びたものであった⁽²⁰⁾。つぎにみる花岡鉱業会社が計画された1888年9月前後の両毛鉄道の株価は⁽²¹⁾、74～79円と額面の50円を大きく上回っていたが、出来高は8月の3,703株から10月の664株へと激減した。株価は同年12月にピークに達したのち、翌89年に入ると急速に低落していった。花岡鉱業との関連でいえば、両毛鉄道の株価が上昇していたときに同社は計画され、株価の低迷期になって事業計画を中止したということができよう。

両毛鉄道は1890(明治23)年1月に開通したが、直後の臨時株主総会において、田口は経営不振を理由に社長を解任されることとなった。社内の主導権をめぐる「地元側と東京側の対立」は⁽²²⁾、営業成績の不振をきっかけにして一気に顕在化したのであった。その背景には、同社の利益が少なく「随て株券之相場予期に達せざる等より」不満の声があがっており⁽²³⁾、株価が思うように上がらないことにいらだつ株主の姿があった。

表4は設立時における同社の役員を示したものであるが、彼らは両毛地方における有力な織物買継商と東京の金融・銀行業者、会社役員らであった。なかでも「金融・銀行業者の両毛鉄道に対する支配力は、きわめて強く」⁽²⁴⁾、同社成立後、地元の商人から在京の事業家・金融業者に

イニシアティブが移り、彼らが経営の主導権を握ることになった。同社の「為に力を尽すこと
多し故を以て」取締役となった小松彰は⁽²⁵⁾、83(同16)年に田口が東京株式取引所の肝煎に就
任したときの頭取であったし、検査役に就任した今村清之助の「株式募集に就きての尽力は、
固より言を待たざる所」といわれていた⁽²⁶⁾。支配人の伴直之助は田口の従弟ということもあり、
田口の信頼が厚かったといえよう。

表4 両毛鉄道会社の役員（1887年5月）

役職	氏名	所在地	株数	所得税額	備考
社長	田口 卯吉	東京	200	16.41	東京経済雑誌主筆
副社長	木村 半兵衛	栃木	200	6.08	織物買継商
取締役	小松 彰	東京	?	?	元東京株式取引所頭取, 88年死去
同	菊地 長四郎	東京	340	500.00	呉服木綿問屋
同	浅野 総一郎	東京	100	1,367.19	浅野セメント合資会社代表社員
同	佐羽 吉太郎	群馬	?	?	織物買継商
検査役	安田 善次郎	東京	400	1,370.55	安田銀行監事
同	今村 清之助	東京	160	300.00	今村銀行頭取
同	正田 章次郎	東京	100	22.65	日本熱皮会社理事
支配人	伴 直之助	東京	?	6.50	東京経済雑誌社員, 田口の従弟
副支配人	仲田 信亮	東京	?	4.45	

(注)1. 石井常雄「両毛鉄道会社における株主とその系譜」『明大商学論叢』第41巻第9・10号 1958年 136頁、
『栄誉鑑』1890年(渋谷隆一編『都道府県別 資産家地主総覧』東京編1 日本図書センター 1988年
所収)、『上都賀・下都賀・安蘇・足利・梁田 野州五郡名譽録』1896年(『同前』栃木編 同センター 同年
所収)、『東京株式取引所五十年史』1928年、および『鼎軒田口卯吉全集』第八巻 隨筆及感想 復刻版
吉川弘文館 1992年(原典は1929年)の「鼎軒先生略歴及び年譜」7頁より作成。
2. 所得税は1889年度のものであるが「木村半兵衛」のデータは1895年のもの。

(2) 花岡鉱業会社

秋田県北の北秋田郡花岡村において、1885(明治18)年に土鉱の鉱床・露頭が発見された。発見者の地元住民である浅利藤松ら4名は、近隣の小坂鉱山と協議し所長の久原庄三郎名義で借区の出願をした。ほかにも、県南の仙北郡高梨村の池田孫一、北秋田郡大館町の横山勇喜が名乗りをあげ、地元村民の支持を得るため激しい鉱区獲得競争が始まった。第一次企業勃興期のさなかの87(同20)年には「最も吾人をして注意を要せしむる者は⁽²⁷⁾鉱山熱是なり」といわれ「種々の山師大に輩出し、皆争うて山の奥に踏み入り、鉱物を搜索し、…鉱山に富める秋田県下の如きは其事最も盛んであった⁽²⁷⁾」。

このため、花岡では「数年間借区先願に関して非常の紛議」が生じており⁽²⁸⁾、1887(明治20)年夏、農商務省鉱山局の技師が来秋して実地調査を行った。同局の技師が久原(浅利ら)・池田・横山の三者の間を斡旋した結果、同年8月、横山が試掘権を得た。その際、同局は久原・池田に認可するが「第三者たる田口卯吉へ某代価にて譲り渡すとの条件付認可」を提示したのであった⁽²⁹⁾。試掘権は久原・池田からいったん田口に譲渡されたのち、横山の手に移ることになったのである⁽³⁰⁾。翌88年10月に、久原・池田から田口へ花岡鉱山の試掘権を譲渡する願書が農商務大臣に提出され、11月に許可を得た。次いで、県当局が12月から譲渡に関する手続を開始したのであった⁽³¹⁾。

横山と田口は共同で花岡鉱山の開発に着手することになり、1888(明治21)年9月、資本金6万円の花岡鉱業会社の設立計画がまとまった。同社の社長に田口が就任することになったが、この経緯について『東京経済雑誌』は「弊社の田口も此争に関し一方の肩を持ち、余り深入りしたりしかば結局退引ならぬ始末となり、終に其社長を諾することとなれりとぞ。嗚呼、鉄道会社の社長尚ほ可なり、山師に至りては甚しと云ふべし(適宜、句読点を加えた)」と批判的であった⁽³²⁾。ここでふれられている鉄道会社とは両毛鉄道会社を指すほか、鉱業はいまだ「山師」の事業とみなされていたことがうかがえよう。

実際の開発に当たったのは、田口の代理人となった経済雑誌社の望月二郎、および横山の義弟・古内忠治であった。鉱区の一部が古内の所有地となっていたため、横山・古内は開発に積極的であった⁽³³⁾。しかし、主力である堤沢鉱床は掘り進むにつれ含銀率が低下して、鉱山経営は困難な状況に陥った。他の出資者に迷惑がかかることを懸念した田口は、値下がりした株式をすべて買い取って手を引くことを決め⁽³⁴⁾、望月も古内に後を一任して退山したのであった。事業規模を縮小せざるをえなくなった花岡鉱山は、横山ではなく実質的に古内の個人経営となったのである。

花岡鉱業会社の役員・株主となる11名を掲げた表5から、社長の田口卯吉、取締役の横山勇喜(古内忠治を含む)・菊地長四郎の出資額ならびに持株数がかかなり多く、3分の2に達していたことがわかる。出資者を地域別に分けると、東京7名(340株)、秋田2名(200株)、新潟・栃木各1名(60株)となり、東京が最も多かった。また彼らは、両毛鉄道グループ(菊地長四郎・木村半兵衛・西脇国三郎)、商人グループ(菊地長四郎・菊地次郎兵衛・吉田丹治郎・木村の織物関係商人と吉田幸作・菊地永之助の質商)、そして地方名望家的な横山と親戚関係にあった古内忠治に分けることができる。花岡の開発経過からみて、横山のパートナーである田口が発起人となって菊地長四郎を中心とした両毛鉄道・商人グループに300株(3万円)の出資・経営参加を働きかけたとみることができよう。

表5 花岡鉱業会社の役員・株主 (1888年9月)

役職	氏名	所在地	出資額(株数)	備考
			円 株	
社長	田口 卯吉	東京	10,000 (100)	東京経済雑誌主筆, 両毛鉄道会社社長
取締役	横山 勇喜	秋田	20,000 (200)	県議会議員(1891年に県議会議長)
同	菊地 長四郎	東京	10,000 (100)	呉服木綿問屋, 両毛鉄道会社取締役
同	吉田 幸作	東京	5,000 (50)	本郷管内質商取締
検査役	菊地 次郎兵衛	東京	3,000 (30)	呉服木綿問屋, 日本織物会社取締役
支配人	望月 二郎	東京	1,000 (10)	東京経済雑誌社社員
株主	古内 忠治	秋田	…	大館町議会議員, 横山の義弟
同	西脇 国三郎	新潟	5,000 (50)	大地主, 第四国立銀行取締役
同	吉田 丹治郎	東京	3,000 (30)	呉服木綿問屋, 東京電燈会社株主
同	菊地 永之助	東京	2,000 (20)	質商
同	木村 半兵衛	栃木	1,000 (10)	織物買継商, 両毛鉄道会社副社長

(注)1. 「有限責任 花岡鉱業会社定款」『田口家(武二郎)文書』早稲田大学中央図書館蔵、『日本紳士録』初版交詢社 1889年、笹嶋定治編『大館戊辰戦史』復刻版 名著出版 1973年(原典は1918年)602・605・610頁、達子勝蔵編『増補訂正 桂城文化と人物』大館市文化顕彰会発行 1961年 65頁、『東京電燈株式会社開業五十年史』1936年 36頁、および石井常雄「両毛鉄道会社における株主とその系譜」『明大商学論叢』第41巻第9・10号 1958年より作成。

2. 表中「横山勇喜」の出資金・株数は「古内忠治」のものを含む。ちなみに「吉田幸作」は、1891年1月に東京電燈会社の資本減額取調委員に就任している。

(3) 東海銀行

1889(明治22)年7月、東京府の認可を得て資本金50万円の東海銀行が日本橋区に創立された。当初は合本会社東海銀行と称し無限責任であったが、93(同26)年7月会社法の施行により株式会社に組織替えした。同行は本郷・赤坂・本所などに支店を設け「堅実なる方針を以て経営」に当たったので、前掲表3でみたように業績は順調に伸び、顧客から信用を得ていた。また、89年5月に設けられた東京市に営業範囲を定めた同行は、他府県との取引を行わなかった⁽³⁵⁾。同行は事業を拡大するのではなく、特定地域に集中して経営を展開していたのであった。

ちなみに、第四十一国立銀行は、栃木町の木村半兵衛(初代)・鈴木要三・滝沢喜平次・中島喜代治・正田利一郎らが発起人となり、1878(明治11)年9月、同町に開業した。同行は「一部の有力商人・地主層主導の銀行」であり⁽³⁶⁾、廃業した木村に代わって88(同21)年ごろから菊地長四郎らがかかわりを持ち始めた。91(同24)年に滝沢が頭取に就任すると、菊地・滝沢系列が形成されていった⁽³⁷⁾。87(同20)年に東京支店が日本橋区におかれ、吉田幸作が支配人となったが、東海銀行の頭取に推薦されたため吉田は支配人を辞することになった。国立銀行の営業満期にともない、同行は98(同31)年7月に資本金90万円の株式会社四十一銀行に転換した。

東海銀行の役員を表6によってみると、13名中6名が質商であり、同行は「質屋銀行」と呼ばれた。頭取の吉田幸作、監督の菊地長四郎、取締役の菊地永之助・吉田丹治郎・菊地次郎兵衛、そして顧問の田口は、前述した花岡鋳業会社の役員・株主であった。第四十一国立銀行の発起人の1人であった滝沢喜平次と早川松之助・田口を除けば、同行の役員はほとんど東京の商人となる。花岡鋳業に集まった在京の商人が中心となって出資・経営した同行は、彼らの機関銀行としての性格を強めていった。田口は直接経営に関与しなかったものの、設立当初の同行にとって彼の存在と役割は大きかったといえよう。

表6 東海銀行の役員 (1889年8月)

役職	氏名	所在地	所得税額	備考
			円	
頭取	吉田 幸作	東京	56.775	質商(佐野屋), 本郷管内質商取締, ○, △
監督	菊地 長四郎	東京	500.00	呉服木綿問屋(佐野屋), 大地主, ○, △
取締役	堀江 半兵衛	東京	73.59	質商(万屋), 本郷管内質商取締, 大地主, ◎, △
同	苗村 又右衛門	東京	39.375	質商, 刀剣商, 赤坂管内質商取締, ○, △
同	菊地 晋二	東京	?	質商
同	菊地 永之助	東京	50.25	質商
同	早川 松之助	東京	?	支配人兼任
同	橋本 辰三郎	東京	23.07	日本セメント会社社長
同	吉田 丹治郎	東京	94.53	呉服木綿問屋(佐野屋)
同	菊地 次郎兵衛	東京	24.30	呉服木綿問屋(佐野屋)
監査役	伊藤 定七	東京	41.16	質商(伊勢屋), ○
同	滝沢 喜平次	栃木	672.312	大地主
顧問	田口 卯吉	東京	16.41	東京経済雑誌主筆, 両毛鉄道会社社長, ◎

(注)1. 『第一銀行史』下巻 1958年 63・64頁, 「東海銀行開業広告」『東京経済雑誌』第481号 1889年, 前掲『栄誉鑑』, 『日本全国貴族院多額納税者議員互選名簿』1890年(渋谷隆一編『明治期日本全国 資産家地主資料集成』IV 柏書房 1984年 所収), 鈴木芳行「所得税導入初期の執行体制—東京市の所得税調査委員を中心に—」『税務大学校論叢』51号 2006年, 1889年6月1日・同年11月30日付『中外商業新報』および『日本紳士録』初版 交詢社 1889年より作成。

2. 所得税は1889年度のもので、「滝沢喜平次」の所得税額は90年の直接国税総額。ちなみに「菊地長四郎」の同年における同税総額は1,132円73銭6厘であった。
 3. ◎は市議会議員, ○は区議会議員, △は所得税調査員。

(4) 小田原馬車鉄道会社

1887(明治20)年11月, 発起人7名が神奈川県庁に提出した「馬車鉄道敷設請願書」が翌88年2月に認可されると, 小田原馬車鉄道会社の創立準備がただちに始まった。東海道鉄道の横浜～国府津間が87年7月に開業し, 国府津は小田原に代わって箱根・熱海の玄関口となるなど, 小田原は取り残される格好となったためであった。建設工事は, 県庁はじめ「官公庁の強力なバックアップと地元有力者の絶対的な支援, 協力」を得て短期間で完了した。88年9月に全線が竣工し, 翌10月から国府津～小田原～湯本間の営業を開始した。本社は小田原町に, 国府津と湯本に分社が設けられた⁽³⁸⁾。同社は会社法の施行にともない, 94年2月に小田原馬車鉄道株式会社と改称し, 96年10月には小田原電気鉄道株式会社へと変更された。

表7 小田原馬車鉄道会社の役員 (1888年9月)

役 職	氏 名	所在地	備 考
社 長	吉田 義方	小 田 原	薬種商(桔梗屋), のちに小田原銀行監査役・小田原町長
副 社 長	杉本 近義	小 田 原	
取 締 役	伴 直之助	東 京	東京経済雑誌社社員
同	長谷川 豊吉	足柄下郡	下曾我村村長, のちに小田原通商銀行監査役
同	茂木 惣兵衛	横 浜	第七十四国立銀行頭取, 横浜貯蓄銀行頭取, 生糸売込商
同	二見初右衛門	小 田 原	漁場経営, 質商, 町議会議員(89年)
同	田口 卯吉	東 京	東京経済雑誌主筆
同	向笠彦右衛門	足柄下郡	吉浜村村長, のちに吉浜銀行取締役
同	福住 九蔵	足柄下郡	支配人兼任, 旅館業, のちに小田原銀行監査役
検 査 役	柏木 正敬	小 田 原	医師, 町議会議員(89年)
同	二見 正三	小 田 原	福住九蔵の実弟

- (注)1. 1888年10月4日付『毎日新聞』の「有限責任小田原馬車鉄道会社役員上任広告」, 『日本紳士録』初版 交詢社 1889年, 皇崎広助『神奈川第六区人物誌』1893年, 吉田義之『実業立志篇』第一編 1910年 22頁 小田原市立図書館蔵, 長谷川揆一『下曾我・田島郷土誌』1928年, 小田原市立図書館編集・発行『明治小田原町誌』中 1975年(原典は1931年), 中野敬次郎『小田原近代百年史』復刻版 八小堂書店 1982年(原典は1968年), 由井常彦・浅野俊光編『日本全国諸会社役員録』1 柏書房 1988年, および『小田原市史』通史編 近現代 2001年より作成。
 2. 下線は, 積小社(小田原銀行の前身)社員。

表7に掲げた同社の役員構成をみると「地方人之手^{のみ}二而, よく相運ひ申候」といわれていたように⁽³⁹⁾, 地元小田原と県内の商人・事業家が中心となっていた。出資者はすべて小田原銀行の前身にあたる積小社の会員であり, 同社の「事業そのものが積小社に担われた」といっても過言ではない⁽⁴⁰⁾。地元の発起人とともに同社の創立に尽力したのは, 田口・伴と横浜の茂木惣兵衛・箕田長二郎・原善三郎であり⁽⁴¹⁾, 田口・伴・茂木が取締役に就任した。横浜最大の生糸売込商である茂木惣兵衛が取締役に名を連ねていたことは, 同社の信用を高めるうえで大きく貢献したといえよう。しかし, 創立の翌89年3月に伴と茂木が, 次いで10月には田口も取締役を

辞任したのであり、これにより地元の有力者の手による経営に移行したのであった。

以上、4社の設立経過と役員・株主の構成について考察してきた。これらの会社の役員・株主をみると、共通する人物が多いことに気づく。この点を確認するために作成したのが表8である。同表には3社が掲げられているが、3社すべてに名を連ねていたのはa)～d)の田口・菊地長・吉田幸・吉田丹の4名であり、e)～i)の木村・西脇・堀江・菊地次・菊地永の5名は2社とかかわりをもっていった。このように、3社の役員・株主に重複した人物を見出すことができるのであり、彼らは特定のグループであったことがうかがえる。つまり、商人グループが出資と経営にかかわっていたのであり、資金力とともに社会的信用力のある商人層が、新たな経営者として登場してきたのである。

たとえば、前掲表6でみた「佐野屋」の屋号を有する菊地長四郎・菊地次郎兵衛・吉田幸作・吉田丹治郎の4名は、同族的なつながりをもっていた。菊地長四郎⁽⁴²⁾は、慶安・承応期以前から宇都宮において古着・質商を営む佐野屋の当主・菊池教中（二代目佐野屋孝兵衛）の長男といわれていた。長四郎は、初代孝兵衛が開いた「江戸ノ店ヲ相続シ」呉服木綿問屋を営んでいた。第一次企業勃興期になると、彼は両毛鉄道の発起人として会社の設立にかかわり、第四十一国立銀行の取締役、東海銀行の監督のほか、日本鉄道株式会社理事、日本織物会社・富士紡績株式会社・富士製紙・日本セメント株式会社の監査役、下野製麻株式会社の取締役などに就くこととなった。さらに、彼は1890年に東京府会議員、翌91年に商業会議所議員などに推薦され、97（明治30）年7月には貴族院議員に当選したのであった。

吉田幸作⁽⁴³⁾は佐野屋の分家にあたる吉田家の後継者であり、菊地長四郎とは本家筋と分家の関係にあった。菊地の「意を体する」人物といわれていた吉田は、第四十一国立銀行東京支店の支配人から東海銀行の頭取となっただけでなく、帝国商業銀行専務取締役、日本セメント会社取締役などを務め「東都実業界に盛名あり」といわれていた。吉田丹治郎も東海銀行取締役のほか、東洋モスリン株式会社の監査役の地位にあり「実業界を以て知ら」れる人物であった。菊地の養子となる菊地晋二も加えれば、同族グループである「佐野屋」の占める勢力は決して小さくなかったといえよう。

表8 3社の関係者一覧

氏名	両毛鉄道会社	花岡鋳業会社	東海銀行
a) 田口 卯吉	社長	社長	顧問
b) 菊地長四郎	取締役	取締役	監督
c) 吉田 幸作	株主	取締役	頭取
d) 吉田丹治郎	株主	株主	取締役
e) 木村半兵衛	副社長	株主	
f) 西脇国三郎	(株主)	株主	
g) 堀江半兵衛	(株主)		取締役
h) 菊地次郎兵衛		検査役	取締役
i) 菊地永之助		株主	取締役
j) 滝沢喜平次			監査役

(注) 1. 表4～6、および石井常雄「両毛鉄道会社における株主とその系譜」『明大商学論叢』第41巻第9・10号 1958年 136頁より作成。

2. 表中 e)木村とj)滝沢は、第四十一国立銀行の発起人。カッコは、1890年10月現在。f)西脇は、92年に両毛鉄道の社長に就任している。

3 田口卯吉のみた会社

さて、つぎに田口卯吉が会社の事業と経営者をどのようにとらえていたのかについて、彼の論説から検討する。

(1) 会社の事業

田口のかかわった事業はほとんど関連性のないようにみえるが、彼は「会社に相当したる事業」と「会社に不適當の事業」とを峻別していた。前者の事業については、巨額の資本が必要とされ「之を営むに當りて機知あるを要せず、唯だ温厚篤実にして、日々同様の事務を怠慢なく取扱へば可なる」ものであった。その例として、鉄道・ガス燈・船渠などがあげられ、資金をこうした「不動の事業に注ぎ、利益自ら之より生じて、役員は唯だ其番人たるに止り、資本運転の心配を要せざる」ことを説いている。これらは「一商人若くは組合商會を以て営む能はずして、會社を以て能く營業し得べき」事業であるとしている。大規模で多額の資金を要する事業は「尤も確實にして利ありと信ぜらるゝが為に、銀行等に於て之に貸付たるも亦た巨額に達すべきなり」といわれていた。

こうした固定資本比率の高い事業の経営管理に関する田口の理解には問題があるものの、個人や少数の「組合商會」が行うような小規模かつ投機的な事業ではなく、大規模で確実に収益を見込める事業が、合本組織としての会社に適していると論じられているのである。さらに彼は、銀行について「會社を以て成功を得たる、最も活発なる事業は銀行に如くなし」あるいは貸付の際に注意を要するが「會社を以て宜しく営むべきものなり」と述べており、銀行業を會社組織が行う事業として高く評価していた。銀行は「金融の繁閑を察し」資金の供給を調節するため「商業社會の舵を取るもの」と位置づけられていたのである。

他方「会社に不適當の事業」とは「一商人の営むべきの事業」であり「相場變動の際に立ちて売買を試み、若くは牛羊を牧畜し、貨物を製造するか如き」ものであった。時代が江戸から明治になると、資金を集めて「會社を創立せば大事業を為す」ことができると盛んにいわれるようになったが、実際には「會社を以て小売商業を営み、小売商人と競争せん」としたり「會社を以て製造を営み、之を以て一箇人の製造業者と競争せん」とする者が多かった。田口によれば、これは「皆な所謂山師の企て」であり「會社にて行ふべからざる事業」と明言されている。こうした競争を避け「多く智略と注意とを要せずして、巨額の資本を擁し、安全に之を守る」ことが、経営者のなすべきことであるとしている⁽⁴⁴⁾。

會社の経営を確實なものとするために田口が強調したことは、資金を「危険なる事業に放下せざる」こと、「無用なる奢費に浪費せざる」ことであつた。さらに、會社の役員が多くの利益を望むこと、株主が高配当を要求することはせずに「最も確實に會社を將來に繁榮せしむる方法」により資金の配分をしなければならぬと論じた。それゆえ「資本を以て事業を為さんとするものは、常に其収入の幾分を積みて、之を蓄ふべし」としている⁽⁴⁵⁾。彼は事業の安全性・安定性と會社の継続を重視し、必要以上の支出は避ける堅実な事業経営、さらに言えば、配当よりも内部留保に重点をおいた會社経営を主張したのであつた。

西南戦争後に生じたインフレ景氣に乗じて會社数が増えたことは、表9からもうかがえる

が「これ等は未だ大工業の企業ではなく…投機的に奇利を射ん(と)する商品の製造及販売に於ける小工業会社その他商業会社に過ぎずして、基礎の确实なるもの」ではなかった⁽⁴⁶⁾。松方デフレの時期になると、これらの会社は次々と破綻していった。株式会社が定着し始める第一次企業勃興期においても、会社の「事業の性質、将来の見込如何を問ふに違なく唯々会社の株式さえ所有せば一攫万金の僥倖を得へしと妄想せし世人が一時株式会社の創立に熱中したる有様」であった⁽⁴⁷⁾。そのため「利益の有無も亦殆んど等閑に附し徒らに事業を計画して以て奇利を博せんと企つるもの」が少なくなかった⁽⁴⁸⁾。

こうした光景は田口の脳裏に焼きついていたのであり、会社と事業に関する彼の考え方に大きな影響を与えることとなった。事業を計画する企業者は「慎重に其事業の損益を視察し」、出資者は「十分に其企業の性質を熟察し、然る後事業に着手」することが重視されたのである⁽⁴⁹⁾。会社が存続し発展していくためには、継続できる确实な事業を選択し事業活動の資金となる利益を得ることが必要であった。1884年以降本格化する政府の官営事業の払い下げが事業の継続可能性に重点をおいていたことは⁽⁵⁰⁾、田口の事業に関する考え方と共通するところがあったといえよう。

表9 西南戦争前後における「会社」の公称資本金の推移

年次	商業会社	銀行	合計
	千円	千円	千円
1873	—	3,000	3,000
1874	—	3,450	3,450
1875	—	3,450	3,450
1876	—	4,550	4,550
1877	465	24,986	25,451
1878	895	34,596	35,491
1882	51,707	73,199	124,906

(注) 帝国通信社編著『明治大正産業史』上巻ノ一 復刻版 クレス出版
1999年(原典は1928年)88・89頁による。

(2) 会社の役員

田口は「会社に相当したる事業」の性質にとどまらず、会社組織における役員についても言及している。彼は、会社組織のなかで「取締役は会社の柱石」であり「取締役信用あれば会社昌へ、取締役信用なければ、会社衰ふるは欧米諸国の实例に徴して明かなり」と述べている。欧米の会社において、日常的業務は「専ら之を頭取若くは、支配人に托して」おり、取締役は業務の方針を決定し「社中の行事を査察する」役割を担っていた。これとは対照的に「我邦の会社に於ては取締役は威権なき一隠居役の如し。世間に対する交際は取締役関せざるなり、内部の整理は取締役関せざるなり…一切の事は皆な頭取一人の行ふものなり」と取締役の果たす役割に明白な違いがあることを指摘している。

当時の日本においては、欧米のように取締役が十分機能していなかったものであり、頭取に業

務が集中するありさまであった。つまり「頭取若くは支配人に於て万般の事務を行ひ取締役は唯だ大事に於てのみ会社に出頭して決断する」という日常業務と意思決定業務の職能分化が、国内の会社にはみられなかったのである。これと関連して田口は、江戸期の徳川家はじめ商家の三井家・佐野屋などに「本家の大事を輔佐する」組織をみることができるとしているが、維新後の社会において「独立の人々相寄りて、事業を為すに当たりては、門地血脈を論ずべきにあらず」とも述べている。

また、欧米においては「会社を發起するもの(の)多くは其地方有名の財産家にして、互に有るの資本を分ちて一会社を立て、余暇を以て事務を監察し、安全なる事業を営まん」と欲するのであり、出資者は發起人を信用して出資しその發起人が取締役に選ばれるのが通例であった。選出された取締役は「一は自家の利益を計り一は他の株主に対する責任に応じて」会社の経営に取り組んでいた。これに対して、日本における發起人は「資本もなく、熟練もなく、唯だ少しく官省の人に交際ありて、請願の手續に便利なりとの一長所」をもつにすぎなかった。そのため、事業の計画に当たり、多額の創業準備費を費やして「自身の囊を肥や」したり、株価が上昇すると直接売買していた「凡ての所有株を売捌きて其身を退く」發起人もみられた。田口は、こうした行為を「大に發起人の信用を損するもの」「其株式を売買するが如きは最も戒むべきこと」と強く非難している。

田口は「我国従来の会社に於ては、取締役等は皆な小資産の者にして、取締役となりてより愈よ資産を減ずる」ため「貧困なる取締役を選挙するは百般弊害の基」であると述べていた。出資者は「全く此取締役等の身代を信じ殆んど預金を為したるが如き思想を以て、其募集に必ずる」のであり「取締役には成るべく資産あるものを撰むこと」が望ましいとしている⁽⁵¹⁾。商人や地主などの資産家が取締役であれば、彼らの個人資産と社会的地位を背景にして会社の信用が高まり、それによって資金調達も容易になるという効果が期待されたのであった。つまり、資産家である取締役は経営者職能以上に会社の社会的信用を高める役割が期待されていたのであった。

前述した4社の取締役には商人・資産家などが名前を連ねていたし、両毛鉄道会社と花岡鋳業会社の社長・支配人は、いずれも田口と経済雑誌社の社員であった。両毛鉄道では「伴直之助が支配人として実務を担当し」その月給は50円であった⁽⁵²⁾。花岡鋳業の営業費予算には、社長50円、支配人40円、技術長100円などの給与(月給)が計上されており⁽⁵³⁾、支配人および社長の倍に当たる技術長の給与額は、彼らの実質的な役割を反映していた。東海銀行の取締役兼支配人となった早川松之助(前掲表6を参照)についても「専ら其行務に^(マ)掌執して嘗て他の事業に関せず同銀行の…日に隆盛に趣くもの君の力与て多き」といわれていたのであり⁽⁵⁴⁾、実際の業務に精通していたのはこうした支配人であった。

田口は創立した会社のトップ・マネジメントの地位を占めることになるが、彼にとって重要なことは、会社を経営することではなく「会社に相当したる事業」を起こすこと、すなわち(起業)であった。第一次企業勃興期にみられた鋳工業・運輸業など新規事業への投資はリスクを伴うため、彼は率先して事業を發起し「佐野屋」をはじめとする商人などとの人的なつながりを用いつつ会社を設立していった。田口がかかわった会社の取締役に商人・資産家が数名含まれていたことは、彼の描いた取締役の姿を示唆しているとともに、自らもそうした役割を担っていたといえよう⁽⁵⁵⁾。ここでは、会社の行うべき事業が重視され、取締役には経営者としての

役割もさることながら、会社の社会的信用を得るための役割が強く求められたのである。

4 おわりに

以上、第一次企業勃興期という経営環境のもと両毛鉄道・花岡鉱業・東海銀行・小田原馬車鉄道各社の設設計画・経緯と役員構成を中心に分析したのち、田口卯吉の事業と経営者に関する考え方を検討してきた。最後に、これらの結果をふまえて田口の〈起業者活動〉を論じることにはしたい。

両毛鉄道会社は「田口卯吉を結節点として」足利の有力な織物買継商と金融網を広げつつあった金融・銀行業者によって創立された⁽⁵⁶⁾。鉄道業は「会社に相当したる事業」であり、会社組織による事業経営の先駆けとなった。同社の役員には東京と地方の資産家・事業家が就いたが、同鉄道は日本鉄道の支線とみなされていたこと、株主が高株価を期待していたこと、地元派と東京派との主導権争いなどは、経営上の大きな問題となっていた。また、同社の役員・株主のうち非財閥系の金融業者・商人は、田口のかかわっていた花岡鉱山の開発に加わるようになった。

第一次企業勃興期における鉱山の開発熱は、秋田県で最も著しかった。多額の開発資金を要する鉱業は会社組織に適した事業であり、多くの利益を期待できたりリスクの高い事業でもあった。地元資産家の事業にかかわることになった田口は、両毛鉄道の一部の役員・株主とともに花岡鉱業会社の設立を計画したが、事業を本格化するにはいたらなかった。最大の原因は、原料鉱石の品位低下による事業不振であった。田口は、小規模の共同経営を会社組織に変えることにより事業を発展させようと目論んだが、花岡の事業は継続性に大きなリスクをかかえていたのである。

花岡鉱業会社に集まったほとんどの出資者が次に選択した事業は、企業勃興に必要な資金を供給する銀行業であった。田口が「会社を以て行ふべき事業」とみなしていた銀行業が、東海銀行の設立によって実現したのである。両毛鉄道と花岡鉱業という事業機会は東海銀行という新たなビジネスの機会を創り出すことになったが、田口は直接、銀行経営に関与しなかった。これとは対照的に、小田原馬車鉄道会社は、田口らとともに地域の名望家的資産家・大商人が中心となって創設されたのであった。このように、田口は各地で勃興した新規事業を当該地域と東京の資産家・商人からなる会社に組織化しようとしたのであった。その際、彼が重視したのは会社の事業と経営の担い手であった。

会社の経営について、田口は事業の性質を重視し、合本組織を必要とするものとそうでないものとを峻別していた。それは、西南戦争後に叢生した泡沫会社を教訓として、再びそうした会社を創り出さないためであった。言い換えれば、会社が破綻せずに存続していくためには、大規模かつ確実な事業であることが必要条件とみなされていたのである。第一次企業勃興期においても「小資本を以つてする投機的泡沫会社」が多くみられたが⁽⁵⁷⁾、他方で「本邦に於ける産業発展の基礎」⁽⁵⁸⁾となるものも現われ始めていた。

田口は自ら出資をして会社設立にかかわり、社長・取締役・顧問に就任して経営責任を担うことになった。欧米をモデルとしつつ経営者に適任であるのは大都市および地方の資産家とみなしていた田口とともに行動し、多忙な彼に代わって取締役として会社の運営に当たったのが、「佐野屋」を中心とする商人層であった。彼らは、出資をして経営に関与する機能資本家

あるいは出資者経営者であったといえよう。経営の実務を執り行う支配人については、当初田口の側近である東京経済雑誌社の社員が任じたが、小田原馬車鉄道や東海銀行の場合、地域の篤実な商人が就いたのであった。各地の名望家的な資産家・事業家とともに、こうした商人の存在と役割は大きかったのである。

幕臣であった田口は、旧幕府関係者とかかわりをもち続けていたが「日本の近代化に役立つとあらば新しい人間関係を構築することを厭わなかった」⁽⁵⁹⁾。田口が起点となって人的つながりが形成され、企業勃興の担い手となりうる各地の資産家・事業家・商人の蓄積資金⁽⁶⁰⁾と信用力が、経営資源として新しい事業に動員されたということができよう。株式会社形態が定着しつつも会社設立に関する法制度が整備されていない第一次企業勃興期に、新しい会社をリスクに耐えうる合本組織にするためには、彼らの資金力と信用力が必要とされたのである。

会社にふさわしい「事業」と各地の資産家・事業家・商人の資金・信用力とを結びつけることによって、新しい会社組織を創り出そうと奔走した田口は、経営者というよりもむしろ事業機会を具体化する(起業者)としての役割を果たしたということができよう。田口は、全国的に広がった企業勃興を地域経済、さらには民間経済の発展の好機ととらえていた⁽⁶¹⁾。第一次企業勃興期における彼のこうした(起業者活動)は、依拠すべき法規がないなかで「政府の官吏が会社の創立に干渉する」弊害⁽⁶²⁾を排除して新たな経済環境としての自由主義経済を実現しようとした、啓蒙思想の実践にほかならなかったのである。

注

- (1) 石井寛治『日本の産業革命―日清・日露戦争から考える』朝日新聞社 1997年 70頁。
- (2) 高村直助『松方デフレから企業勃興へ』同氏編著『企業勃興―日本資本主義の形成―』ミネルヴァ書房 1992年 2・3頁。
- (3) 「同前」9頁の表3も参照。同表には銀行が含まれている。
- (4) 前掲『企業勃興』、谷本雅之・阿部武司「企業勃興と近代経営・在来経営」宮本又郎・阿部武司編『日本経営史2 経営革新と工業化』岩波書店 1995年、および中村尚史『地方からの産業革命―日本における企業勃興の原動力』名古屋大学出版会 2010年などを参照。
また、会社形態を採らなかつた個人経営・個人企業も広範に存在しており、その事業活動も無視できないことは付け加えておかなければならない(前掲「企業勃興と近代経営・在来経営」97頁を参照)。
- (5) 伊牟田敏充氏は、『農商務統計表』の新設会社に関するデータ、およびカバーしている産業に難点があることを指摘している(「明治期における株式会社の発展と株主層の形成」大阪市立大学経済研究所編『明治期の経済発展と経済主体』日本評論社 1968年 101頁一同稿はのちに、同氏『明治期株式会社分析序説』法政大学出版局 1976年に再録された)。
- (6) 田口については、住谷悦治『日本経済学史』増訂版 ミネルヴァ書房 1967年、杉原四郎『西欧経済学と近代日本』未来社 1972年、『内田義彦著作集』第五巻 岩波書店 1988年、堀経夫『増訂版 明治経済思想史』日本経済評論社 1991年などのすぐれた先行研究がある。近年の研究として、杉原四郎・岡田和喜編『田口卯吉と東京経済雑誌』日本

経済評論社 1995年, 松野尾裕『田口卯吉と経済学協会—啓蒙時代の経済学—』日本経済評論社 1996年, 田口親『田口卯吉』人物叢書 吉川弘文館 2000年, および大森郁夫責任編集『日本の経済思想1』日本経済評論社 2006年などをあげることができる。

- (7) 鼎軒田口卯吉全集刊行会編『鼎軒田口卯吉全集』第八巻 随筆及感想 復刻版 吉川弘文館 1992年(原典は1929年—以下『全集』と略記)所収の嘉治隆一「鼎軒先生略歴及び年譜」3・4・13頁。
- (8) 前掲『日本経済学史』増訂版 145頁。田口が啓蒙的役割を果たすことができたのは「特権の大資本と対抗しつつ生成した民間新興商工階級の利益を代表し得て」いたためであったと論じられている(前掲『西欧経済学と近代日本』142・143頁, および『全集』第四巻 所収の櫛田民蔵「解説」30頁を参照)。
- (9) 前掲『増訂版 明治経済思想史』222頁。
- (10) 『全集』第七巻 金融 1990年(原典は1927年)所収の大内兵衛「解説」23頁。
- (11) 熊谷次郎「田口卯吉—社会の「大理」と経済学—」前掲『日本の経済思想1』47頁。
- (12) 前掲『田口卯吉と経済学協会』37頁。
- (13) 『東京経済雑誌』第503号 1890年1月には, 新年の挨拶として「田口卯吉は近年種々の事業に関係致居候処本年よりは専ら本誌に従事仕候…」と記した「社告」が掲げられている(『同誌』復刻版39 日本経済評論社 1982年—以下, 復刻版の出版社・出版年は同じため省略する)。
- 近年, 福沢諭吉の起業・経営活動に焦点をあてた研究, 渋沢栄一の企業者活動に関する研究が公刊された(玉置紀夫『起業家福沢諭吉の生涯—学で富み富て学び』有斐閣 2002年, 渋沢研究会編『新時代の創造 公益の追求者・渋沢栄一』山川出版社 1999年の1部「企業家としての渋沢栄一」, および島田昌和『渋沢栄一の企業者活動の研究—戦前期企業システムの創出と出資者経営者の役割—』日本経済評論社 2007年)。
- (14) 『日本帝国統計年鑑』第10~12回より算出。
- (15) 1890年3月19日付西脇悌二郎差出鬼頭悌二郎宛書簡(『田口家文書』所収 早稲田大学中央図書館蔵)。1890年恐慌に際し, 西脇は「外資ノ薄利ナル資金ヲ, 本邦へ吸収スルヨリ他ニ良法無之」と外資導入を訴えている。ちなみに, 当時, 農商務省の参事官であった鬼頭は「共立学舎・大蔵省翻訳局で田口と同窓」であり, 両毛鉄道の計画にも加わっていた(前掲『田口卯吉』129・161頁)。
- (16) 高村直助『日本資本主義史論』ミネルヴァ書房 1980年 7頁の図I—1を参照。東京の貸付金利は「企業勃興がきわめて旺盛」となった1888(明治21)年7~11月にかけて上昇していた(引用は, 長岡新吉『明治恐慌史序説』東京大学出版会 1971年 19頁)。高村氏は, 長岡氏の議論を批判しつつ東京と大阪の「金融逼迫の地域差」を指摘している。
- (17) 高村直助『会社の誕生』歴史文化ライブラリー 吉川弘文館 1996年 128~130頁を参照。
- (18) 『日本国有鉄道百年史』第2巻 復刻版 成山堂書店 1997年(原典は1970年)482~485・490頁。
- (19) 前掲『会社の誕生』138頁。
- (20) 野田正徳『日本証券市場成立史—明治期の鉄道と株式会社金融—』有斐閣 1980年

74頁。

- (21) 石井常雄『両毛鉄道会社の経営史的研究』明治大学『商学研究所年報』第4集 1959年 175頁。同稿では、株価の額面割れと売買高の減少は「両毛鉄道を投機の対象とした一部投機家の売り逃げ、新たに投機の場とした投機家の登場を物語る」と述べられている(175・176頁)。
- (22) 「同前」174頁。
- (23) 1890年2月(?)付鬼頭梯二郎差出田口卯吉宛書簡(前掲『田口家文書』所収)。
- (24) 石井常雄『両毛鉄道会社における株主とその系譜』『明大商学論叢』第41巻第9・10号 1958年 148頁。なお、老川慶喜『産業革命期の地域交通と輸送』日本経済評論社 1992年の第三章第一節は、同鉄道の貨物輸送と両毛機業地における織物業の展開とのかかわりを検討している。
- (25) 坪谷善四郎『実業家百傑伝』(一)復刻版 立体社 1978年(原典は1892年)の第三編 171頁。
- (26) 足立栗園『今村清之助君事歴』1906年(野田正穂・原田勝正・青木栄一編『明治期鉄道資料第6巻 鉄道家伝(2)今村清之助君事歴』復刻版 日本経済評論社 1980年)157頁の「両毛鉄道会社の発起」。また、両毛鉄道の計画中に田口が病に倒れその前途が危ぶまれたとき「百万円位の資金ならば、此清之助誓って二三件位は成立せしむべし」と述べ、伴直之助は「之を聴きて心を安んじ」たという(153頁)。
- (27) 「諸熱の推移」『全集』第四巻 経済(下)1992年(原典は1928年)278・279頁(『東京経済雑誌』第375号 1887年7月 復刻版29 36頁)。なお1880年代の銀山開発については、拙稿「1880年代における銀山の開発と経営」『九州共立大学経済学部紀要』第89号 2002年を参照。
- (28) 1888年9月24日付『時事新報』の記事「花岡鉱山」。この記事では「近頃模様替りて田口卯吉、種田誠一の両氏が譲受ることと為りたる由」と報じている。同年8月16日付『中外物価新報』の記事「鉱山借区の競争」によると、種田のほか近隣の小真木鉱業会社も借区の出願をしていた。このため、田口は「ある鉱山(花岡鉱山—引用者注)のこと」で悩んでおり、再三にわたり榎本農商務大臣の別邸を訪れていた(『東京経済雑誌』第427号 1888年7月 復刻版33 62頁)。
- (29) 池田謙三『おちぼかご』謄写版 1953年 131頁。試掘権が譲渡される際、横山・田口は「金三万円ヲ藤田組ト池田氏トニ提供」したという(「花岡鉱山ノ沿革」同和鉱業社史資料)。
- (30) 田口と横山との関係に関して、田口は「政治活動においても、おおむね『民党』に近い位置にあった」こと、横山は民党派として県議会で議員活動を展開していたことを考えれば、藩閥政府に批判的であるという共通点を見出すことができる(前掲『田口卯吉』4頁、および杉渕廣『秋田代議士物語』秋田魁新報社 1989年 70頁を参照)。
- (31) 試掘権の譲渡については、1888年10月19日提出花岡村戸長提出農商務大臣宛「試掘譲渡受願」、同年11月27日付同大臣許可書、および同年12月4日付決議「花岡鉱山譲替許可之件」『明治二十一年十二月 第一部勸業課事務簿 鉱山之部』秋田県公文書館蔵一以下、公文書館と略記する。
- (32) 「花岡鉱山の結局」『東京経済雑誌』第437号 1888年9月 復刻版33 387頁。花岡鉱

業会社に関しては、拙稿「花岡鋳業会社の定款について」『九州共立大学経済学部紀要』第99号 2005年を参照されたい。

なお、前掲『田口卯吉と東京経済雑誌』所収の川又祐「田口卯吉の生涯と著作」559頁では、『東京経済雑誌』第437号の「487頁には、田口が花岡鋳業会社社長職を受諾したとの記事あり」と指摘しているが、387頁であろう。また、1886年の項には「この頃、秋田県花岡鋳山を試掘」(567頁)と記されているが、前掲『田口卯吉』131頁では、同鋳山の試掘に関して「詳細はよく分からない」としている。

- (33) 横山と古内については、達子勝蔵編『増補訂正 桂城文化と人物』大館市文化顕彰会発行 1961年 65・66・73頁、前掲『秋田代議士物語』69・70頁、および秋田県議会秋田県政史編纂委員会編『秋田県政史』下巻 1956年 附表第一 945～960頁を参照。これらによると、1852(嘉永5)年に佐竹藩士の長男として秋田郡大館町に生まれた横山は、幼少時より「政治に強い関心を持ち、議論を得意とした」。自由民権運動の活動家であった彼は1879(明治12)年に県議会議員に初当選したのち、県議を通算7期務め91(同24)年には県議会議長に就任した。94(同27)年3月に行われた第3回総選挙では、念願であった衆議院議員に初当選した。

横山は、1887(明治20)年1月に北秋田郡岩瀬村の官林地における鋳山の試掘願を提出し、同年12月に許可されている(1887年1月13日付県知事宛「試掘願」および同年12月5日付農商務大臣許可書『明治二十年自十一月至十二月中 第一部勸業課事務簿 鋳山ノ部』所収 公文書館蔵)。その際に提出された「身元取調書」によると、彼は耕地・宅地合わせて77町5反8畝10歩(地価1万7,550円95銭3厘)、馬68頭、貸家42棟、貸蔵15棟などを所有する資産家であった。

- (34) 嘉治隆一「田口卯吉」『三代言論人集』第五巻 時事通信社 1963年 38頁。このとき、田口は「大損害をうけ、ために生涯赤字に苦しめられた」という(同頁)。
- (35) 以上、東海銀行については『第一銀行史』下巻 1958年の「附 東海銀行小史」60～64頁、『銀行通信録』第44号 1889年7月 40頁の記事「支配人更迭」「東海銀行」(『銀行通信録』第8巻 44～49号 日本経済評論社 1985年 所収)、「私立東海銀行設立」『東京経済雑誌』第478号 1889年7月 復刻版37 58頁、および由井常彦監修『人物で読む日本経済史 別巻1 財界物故傑物伝』上巻 復刻版 ゆまに書房 1998年(原典は1936年)693頁の「菊池長四郎」による。
- (36) 『栃木県史』通史編7・近現代二 1982年 509頁。
- (37) 『同前』通史編7・近現代二 505頁。第四十一国立銀行については、早稲田大学経済史学会編『足利織物史』上巻 1960年 802～805頁も参照されたい。

明治後期における企業家ネットワークに着目した研究によると、1898(明治31)年の栃木県において、東海銀行と第四十一国立銀行に関わっていた菊地・滝沢グループの存在が指摘されている(鈴木恒夫・小早川洋一・和田一夫『企業家ネットワークの形成と展開—データベースからみた近代日本の地域経済』名古屋大学出版会 2009年 20頁)。

- (38) 小田原馬車鉄道会社については「小田原馬車鉄道会社株主総会及役員選挙」『東京経済雑誌』第438号 1888年9月 復刻版33 417頁、箱根登山鉄道株式会社社史編纂委員会編『箱根登山鉄道のあゆみ』1978年 14・15頁、および『小田原市史』通史編 近現代

2001年 205・206頁。馬車鉄道の開業当初から人力車・馬車など競合する交通業者との間でトラブルが生じており、同社の「営業状態極めて困難」といわれていた(小田原電気鉄道株式会社『沿革概要』1923年 16頁)。

- (39) 1888年(?) 1月27日付小松彰差出田口卯吉宛書簡(前掲『田口家文書』所収)。田口は、静岡県の沼津を「駿海の魚を甲信諸国に送るの地」として、神奈川県小田原については「東京横浜との交易も仲々に巨額」であり「其近傍及び伊豆地方の魚を日日東京日本橋に供給する地」として重視し「余輩は小田原と沼津とはは鉄道を経過せんことを希望するなり」と述べていた(『東海道鉄道』『全集』第四巻 241・242頁〔『東京経済雑誌』第331号 1886年8月 復刻版25 271頁)。
- (40) 『小田原市史』史料編 近代I 1991年 478頁。
- (41) 前掲『今村清之助君事歴』462頁の「小田原電気鉄道会社の創立及び財政整理に就て」。
- (42) 菊地長四郎については、『栃木県史』通史編5・近世二 1984年 225・231・232頁、通史編7・近現代二 505・506頁、「菊池家系図」「菊地孝兵衛事績」『菊地小次郎家文書』栃木県立文書館蔵、『全国多額納税者互選名鑑』1898年(渋谷隆一編『明治期日本全国資産家地主資料集成』IV 柏書房 1984年 所収)および『明治人名辞典』II 下巻 日本図書センター 1988年(底本は、日本現今人名辞典発行所編・刊『日本現今人名辞典』1900年)による。平泉澄・寺田剛編『大橋訥菴先生全集』上巻 至文堂 1938年の「附載」の「大橋菊池両家系図」も参照。なお、近世の佐野屋については、入江宏『近世庶民家訓の研究—家の経営と教育—』多賀出版 1996年の第II部(初出は、1962・65年)も参照されたい。
- 菊地は1899(明治32)年の時点で鉄道と銀行に投資する大株主となっており、株式の時価総額は379千円であった(中村政則「日本ブルジョアジーの構成」116・117頁の第12表〔大石嘉一郎編『日本産業革命の研究—確立期日本資本主義の再生産構造—』下 東京大学出版会 1975年 所収)。
- (43) 以下、吉田幸作・吉田丹治郎・菊地晋二に関しては『明治人名辞典』上巻・下巻 日本図書センター 1987年(底本は、古林亀治郎編・発行『現代人名辞典』第2版 中央通信社 1912年)、前掲『栃木県史』通史編7・近現代二 505頁、および『日本紳士録』初版 1889年 附録19頁による。なお、吉田幸作の叔父である吉田丹兵衛(佐野屋)が江戸に質・古着店を出店するに際して、本家である菊地治右衛門が援助を行っていた(「代々之記録」の「出店覚」前掲『菊地小次郎家文書』所収)。
- (44) 以上、事業については「会社創立の注意」『全集』第四巻 187・189・190頁(『東京経済雑誌』第235・236号 1884年10月 復刻版18 476・509・510頁)、「会社の組織」『全集』第四巻 250・255頁(『東京経済雑誌』第350・351号 1887年1月 36・64頁)および「干渉を以て商人の冒険を防ぐこと利か、將た冒険の患あるも商業を自由ならしむること利か」『全集』第四巻 233・235頁(『東京経済雑誌』第323号 1886年7月 復刻版25 7・9頁)。ただし、銀行については「一個人の貸金を業とするものに及ばざること遠し。…銀行を以て高利を貸すときは、直に滞貨となり、安全を主とすれば利薄し、其れ銀行の一個人に及ばざる明証にあらずや」とその不利な点も指摘している(前掲「会社の組織」『全集』第四巻 250頁(『東京経済雑誌』第350号 36頁)。
- (45) 以上は、前掲「会社創立の注意」193・194頁(『東京経済雑誌』第237号 1884年10月

- 復刻版18 541・542・543頁)。
- (46) 滝沢直七『稿本日本金融史論』有斐閣書房 1912年 138頁(渋谷隆一・麻島昭一監修・編『近代日本金融史文献資料集成』第1巻 第I期金融機関一般編 日本図書センター 2002年 109頁)。
- (47) 1890年10月12日付『中外商業新報』の記事「諸会社の紛議」。
- (48) 1888年10月23日付『中外物価新報』の記事「会社の紛議及び解散」。
- (49) 「企業の機熟せり」『全集』第四巻 245頁(『東京経済雑誌』第338号 1886年10月 511頁)。
- (50) 小林正彬『日本の工業化と官業払下げ—政府と企業—』東洋経済新報社 1977年 140頁を参照。
- (51) 以上、取締役に関しては、前掲「会社創立の注意」190～192頁(『東京経済雑誌』第236・237号 1884年10月 復刻版18 511・540・541頁)、前掲「合本会社の組織」『全集』第四巻 238頁(『東京経済雑誌』第325号 68頁)、前掲「会社の組織」251・253～255頁(『東京経済雑誌』第350・351号 37・63・64頁)、および「発起人の注意」『全集』第四巻 257頁(『東京経済雑誌』第358号 1887年3月 復刻版27 303・304頁)。当時においても「役員となるものハ発起人若くは実務の心得なき不適當なる人物に限れるが如きの風習を生ぜり」といわれていた(1888年12月13日付『中外物価新報』の記事「会社組織に付ての弊害」)。
- (52) 老川慶喜「織物買継商の活動と地域経済—木村半兵衛と足利織物業界—」(高村直助編著『明治前期の日本経済—資本主義への道』日本経済評論社 2004年 所収)366頁。
- (53) 「花岡鋳山開坑費予算書」(前掲『田口家文書』所収)5頁。
- (54) 早川については、前掲『明治人名辞典』Ⅱ 上巻による。
- (55) この点と関連して、田口が日本の「対外戦略構想」の担い手として念頭においていたのは「労働者や小作人といった無産の人々ではなく、あくまでも有産の事業家たちであった」(小峰和夫「田口卯吉の描いた開放経済国家日本の進路」前掲『田口卯吉と東京経済雑誌』所収 231頁を参照)という指摘は注目される。
- (56) 前掲「両毛鉄道会社における株主とその系譜」140頁。
- (57) 鶴野久吾(市川正一)『日本金融発達史』経済情報社 1924年 132頁(前掲『近代日本金融史文献資料集成』第4巻 第I期金融機関一般編 84頁)。
- (58) 前掲『稿本日本金融史論』241頁(前掲『近代日本金融史文献資料集成』第1巻 160頁)。
- (59) 前掲『田口卯吉』3頁。
- (60) 石井寛治氏は「大都市を中心に商人資本家を核とするかなり厚い株主層が形成されており、かかる階層こそが社会的資金の集中という点で決定的に重要な部分をなしていた」と論じている(同氏『近代日本金融史序説』東京大学出版会 1999年の第11章〔初出は1978年〕515頁を参照)。
- (61) 「対談 鼎軒田口卯吉を考える—田口卯吉の現代的意義—」前掲『内田義彦著作集』第五巻 362～364頁を参照。
- (62) 前掲「会社の組織」254頁(『東京経済雑誌』第351号 63頁)。前掲『日本経済学史』増訂版 145頁、および前掲『田口卯吉』115頁なども参照。

銀行リスクと経営破綻のプロセス

権 純 珍

<要 旨>

銀行リスクと経営破綻の関連性を明確にするために、銀行リスク及び経営破綻確率と経営破綻の財務状況を定義し、銀行システムの実態を提示する。また、経営破綻の主な原因となる最大損失の規模を明示する。銀行のリスクは $VaR(Value at Risk)$ を用いて計量化し、経営破綻確率はロジット・モデル(Logit Model)に基づいてモデル化した。

さらに、BIS規制という自己資本比率規制の制約条件下での銀行行動を定式化する。その上で、損失によって失われる自己資本の規模、つまり健全な自己資本を維持するための追加的に必要とする自己資本を求めた。損失の多い銀行の場合、自己資本が縮小して早期是正措置の対象銀行となり、健全な銀行条件を満たさなくなる。

<キー・ワード>

銀行リスク、経営破綻確率、最低自己資本比率、銀行行動、 $VaR(Value at Risk)$

I はじめに

2008年9月にサブプライム・ローン問題に端を発した米国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズの経営破綻は、2008年10月の世界金融危機の引き金となり¹⁾、同年10月にアイスランドは経済破綻し、世界各国の多くの金融機関が経営不安に陥った。その後、2009年11月にはアラブ首長連邦・ドバイが509億ドルの債務返済繰り延べを発表し、金融危機が発生した。また、2010年5月には、欧州連合であるギリシャが財政危機となった。

金融危機の事前防止と対応のため、米国は2010年7月、金融規制改革法を制定した。欧州連合(European Union)も、2013年1月にユーロ(Euro)圏の金融安定のための欧州版IMF(国際金融基金)である欧州安定メカニズム(European Stability Mechanism)を創設する。特に、国際的な金融危機の再現防止のため、BIS(国際決済銀行)は、2010年12月に銀行に対する新たな自己資本比率規制(バーゼルⅢ)の枠組みを設定している。

1 金融危機(通貨危機)とは、通貨価値の暴落や債務返済不能等によって、当該国の金融経済が危機的な状況に陥ることを指す。

日本の場合も、いわゆるバブル経済の崩壊後の日本経済の低迷期において、銀行の不良債権の問題や経営破綻などが生じ、日本の金融システムは不安定となった。それに対し、金融当局と銀行は構造改革や再編成を行い、銀行システムの安定化と健全化を図ってきた。

1989年3月決算期(平成元年3月)に導入されたBIS規制(信用リスクCredit Riskの規制)、すなわち国際統一基準の自己資本比率規制は、銀行の健全度を測る指標として、その役割を果たしている。1998年4月には、金融機関の経営の健全性を確保するため、銀行の自己資本比率規制に基づく「早期是正措置」が導入された。そのBIS規制は、1998年3月決算期にマーケット・リスク(Market Risk)の取扱いに関する規制が導入され(マーケット・リスク規制)、2004年6月にオペレーショナル・リスク(Operational Risk)の規制を含む「バーゼルII」と呼ばれる「BIS規制(自己資本比率規制に関するバーゼル合意)」の最終案が公表されるなど、数度の改正が行われてきた。日本では、バーゼルIIであるBIS規制が2007年3月決算期(平成19年3月)から実施された。その後、2008年10月の世界金融危機の契機に国際的な金融危機の再現を防止するための新たなBIS規制のバーゼルIIIが検討された。2010年11月(G20の韓国・ソウルサミット)にバーゼルIIIの規制枠組みが決まり、新規制は10年間の移行措置を経て2019年1月から日本をはじめとする当該国の銀行に適用されることとなる²⁾。

BIS規制の導入以降に経営破綻した主な銀行は、1995年8月の兵庫銀行、1996年3月の太平洋銀行、1996年11月の阪和銀行、1997年11月の北海道拓殖銀行と徳陽シティ銀行、1998年10月の日本長期信用銀行、1998年12月の日本債券信用銀行、2001年12月の石川銀行、2002年3月の中部銀行、2003年11月の足利銀行³⁾、2010年9月の日本振興銀行⁴⁾などがある。銀行が経営破綻した主な理由は、不良債権増加による債務超過であった。

再編成された銀行、つまり合併を行った主要な銀行は、1990年4月のさくら銀行(三井銀行+太陽神戸銀行)、1991年4月のあさひ銀行(協和銀行+埼玉銀行)、1996年4月の東京三菱銀行(東京銀行+三菱銀行)、2000年4月の三井中央信託銀行(三井信託銀行+中央信託銀行)、2000年9月のみずほ銀行(第一勧業銀行+富士銀行+日本興業銀行)、2001年1月の近畿大阪銀行(近畿銀行+大阪銀行)、2001年4月の三井住友銀行(住友銀行+さくら銀行)、UFJ銀行(東

2) バーゼルIIIの主な特徴は、普通株式等Tier1の最低所要水準を2%から4.5%に引き上げ、さらに銀行が将来のストレス期に耐え得るよう、2.5%の資本保全バッファ(Capital Conservation Buffer)を保有することが求められ、合わせて7%となることである。また、銀行セクターを過度の総信用拡大期から守るという、カウンターシクリカルな資本バッファ(Countercyclical Buffer)が0%~2.5%の範囲で設定されていることである。Tier1資本比率は8.5%(最低水準6.0%+資本保全バッファ2.5%)であるが、信用拡大期には最大11%(Tier1資本比率8.5%+カウンターシクリカルな資本バッファ2.5%)となる。総資本比率は10.5%(総資本最低水準8.0%+資本保全バッファ2.5%)となるが、信用拡大期には最大13%(総資本比率10.5%+カウンターシクリカルな資本バッファ2.5%)となる。

3) 足利銀行は経営破綻後、金融当局の管理化銀行、すなわち国有化銀行となった。

4) 日本振興銀行は、1971年7月1日に日本の預金保険制度が発足してから初のペイオフが発動された銀行である。ペイオフ(pay off)とは銀行が破綻した際、預金者に払い戻される預金の保証額が元本1000万円とその利息までとする措置である。

海銀行+三和銀行)、2001年9月の大和銀行(大和銀行+近畿大阪銀行+奈良銀行)、2002年3月のりそな銀行(あさひ銀行+大和銀行)、2006年1月の東京三菱UFJ銀行(東京三菱銀行+UFJ銀行)などである。このような大手銀行の合併や統合は、規模拡大による経営体質の強化、つまり安定性の向上を目的としていた。

2000年代に入り、都市銀行を中心とした、「ホールディングス(HD)」または「フィナンシャルグループ(FG)」という「持株会社」の形で、銀行部門が編成された。主なHD及びFGは、2002年4月のみずほHD(2003年3月から、みずほFG)、2002年12月の三井住友FG、2001年4月のUFJHD、2001年4月の三菱東京FG、2005年10月の三菱UFJFG、2003年3月のりそなHD、2002年2月の三井トラストHD、2007年4月のふくおかFGなどである。このような銀行部門が行ったHD及びFGという大型編成においても安定性の向上と同時に、競争力の強化が目的とされていた。

不確実性と不完全情報の下で金融業務を行っている銀行は、常に多くのリスクに直面しており、そのリスクによって経営破綻ないし倒産に陥る可能性もある。多くのリスクを負っている限り、適正な利潤を得ながら銀行業務を持続できるという「安定性や健全度」を維持できなくなることもある。また、その不安定性が銀行システム全体に影響を与え、効率的な資金配分が実現できなくなるだろう⁵⁾。

本稿では、銀行のリスクと経営破綻のプロセスについて検討することを目的とし、銀行行動と経営破綻との関連性、及び経営破綻を引き起こす原因について考察する。銀行リスク及び経営破綻の関連性を明確にするために、銀行リスク及び経営破綻確率と経営破綻の財務状況を定義し、銀行システムの実態を提示する。また、経営破綻の主な原因となる最大損失の規模を明示する。ここでは、予期されない銀行預金の取り付けについては議論しない。

銀行のリスクについては、権・幸村(2007)と同様に、*Var(Value at Risk)*により、計量化する。リスクの大きさは損失、すなわち、利潤の変動幅を用いて計測できる。そのリスクは、クレジット・リスク(信用リスク)およびマーケット・リスク(市場リスク)とオペレーショナル・リスク(業務リスク)によって生じる。銀行の経営破綻確率については、ロジスティック関数(ロジットモデル)によって求める。ロジスティック関数を用いて破綻確率を定義、分析した研究として、森平爽一郎(1999)と中村信一(2000)の研究がある。森平(1999)は一般企業を対象とし、中村(2000)は銀行を対象として分析している。ただし、中村(2000)は、銀行の財務状況については示していない。藪下史郎(1995)は、昭和金融恐慌時におけるプロビットモデルに基づいて、預金取り付けによる銀行休業の確率を分析している。本稿では、銀行の最大損失と破綻確率を推計し、その推計結果を用いて、最大損失と経営破綻との関係について分析する。その際、財務状況については、バランス・シートに基づいて代表的な健全指標である自己資本比率及び不良債権比率を算定して判断する。財務状況を用いて自己資本比率と銀行健全性との関係について分析した研究としては、権・幸村(2001、2002)が挙げられる。

本稿の構成は次のとおりである。第Ⅱ節では、まず、*Var(Value at Risk)*により銀行リスク

5 藪下史郎(1995):173頁。銀行の健全性とは、適正な利潤を得ながら銀行業務を持続することを指し、銀行システムの安定性とは、銀行システムの全体において効率的な資金配分が実現できることを指す。

を計量化する。次に、銀行の経営破綻確率について定式化する。また、銀行のバランス・シートを定義し、それに基づいて銀行の財務状況について説明する。第Ⅲ節では、前節で定義した銀行のリスク及び経営破綻確率に基づいて、銀行リスク(損失)と経営破綻確率の推計方法について説明する。第Ⅳ節では、本稿での検討結果を総括した上で、今後の課題について述べる。

Ⅱ 銀行破綻確率(Bankruptcy Probability)

本稿でいう銀行破綻(Bankruptcy)とは、「銀行が預金・借入金等の負債保有者に対して支払い不能となる状態」である。貸出先等の債務不履行によるリスクを、クレジット・リスク(Credit Risk)、つまり、信用リスクと呼ぶ。さらに、市場価格の変動により被るマーケット・リスク(Market Risk)がある。ここでは、クレジット・リスクとマーケット・リスクの合計を銀行リスクという。銀行リスクの増加は、破綻確率を上昇させる要因の一つとなり、それにより銀行が経営破綻に陥ってしまう。銀行の経営破綻とは、銀行の支払能力(solvency)と流動性(liquidity)が維持できなくなることを意味する⁶⁾。

本稿では、支払能力を維持できなくなったときの銀行破綻を分析対象とする。バランス・シート上において、総債務価値が総資産価値によって充足されずに、損失が自己資本を超える状態で債務超過となり、破綻が発生すると仮定する。ただし、本稿では、銀行取り付けによる破綻については考慮しないこととし、銀行取り付けにより、健全な銀行が破綻に陥ることはないものとする。また、有限責任制度や預金保険制度による、銀行経営者のモラル・ハザードについても考慮しない。

まず、 VaR (Value at Risk)による銀行リスクの計量化と、銀行の経営破綻確率について定義する。次に、銀行のバランス・シートと経営破綻の財務状況を定義し、金融当局等の外部による資金支援と経営破綻の基準について設定する。

1 銀行リスク

銀行リスク(損失)は、 VaR (Value at Risk)の値により定義されるものとする。そのリスクは予測不可能な確率変数である。 VaR とは、利潤の変動額が、ある水準以下となる確率をある値とするときの利潤水準を指す。利潤の変動幅は翌時点での利潤と、現時点での利潤との差である。現在、銀行が保有している各資産(貸出・有価証券投資等)を運用して獲得できる利潤を Π と表示し、来期 $t+1$ の決算期で得られる利潤 Π_{t+1} から、今期 t の決算期で得られる利潤 Π_t を引いた変動額を $\Delta\Pi$ とする。その変動額 $\Delta\Pi$ がある水準 $(-X)$ を下回るという事象が確率 α で起こるとする。ある水準 $(-X)$ とは営業活動停止となる損失額とする。

そのとき、 $\Delta\Pi$ が $-X$ 以下になる確率が $\alpha\%$ である。そのため、 $t+1$ 期の決算期時点において、損失 $(-X)$ を覚悟しておけば、銀行の保有資産は確率 $100(1-\alpha)\%$ で安全であることを意味する。この損失 $-X$ を $t+1$ 時点における「 $-VaR$ 」という。

その VaR については、

6 流動性の場合、預金者等により要求される流動性が、銀行の保有する流動性を超えたときには破綻するという銀行取付けの現象を起こす。つまり、流動性が不足するとき、銀行の破綻を引き起こす。

$$P\{\Delta\Pi \leq -X\} = \alpha \quad (2-1)$$

と表示される。(2-1)式は「 $\Delta\Pi$ がある水準($-X$)以下になる確率が $\alpha\%$ である」ことを示している。また、 X は VaR の値であり、銀行にとって最大損失額 ML (Maximum Loss)を表す。

$\Delta\Pi$ は予測できないため、確率変数として捉える必要がある。確率変数 $\Delta\Pi$ の確率密度関数 $f(\Delta\Pi)$ から VaR を求めることができる。すなわち、 VaR は

$$P\{\Delta\Pi \leq -VaR\} = \int_{-x}^{-VaR} f(\Delta\Pi)d\Delta\Pi = \alpha \quad (2-2)$$

によって算出できる。通常、 VaR を算出するとき、未知の保有資産の変動額ではなく、事前情報を持っている収益率を利用している。ここでは、利潤の変動額ではなく、利潤変動率を用いることとする。その利潤変動率 r_π については、

$$r_\pi = \frac{\Delta\Pi}{\Pi} \quad , \quad \Delta\Pi = r_\pi \cdot \Pi \quad (2-3)$$

と定義する。(2-3)式において、 r_π は利潤変動率、 $\Delta\Pi$ と Π は利潤の変動幅と今期決算期の利潤を表す。ただし、(2-3)式は単利ベースに基づいている。(2-3)式を(2-2)式の左辺に代入すると、(2-2)式の左辺は

$$P\{r_\pi \cdot \Pi \leq -VaR\} = \alpha \quad , \quad P\left\{r_\pi \leq \frac{-VaR}{\Pi}\right\} = \alpha \quad (2-4)$$

となる。(2-4)式の利潤変動率 r_π は正規分布 $N(\mu_\pi, \sigma_\pi)$ に従っていると仮定する。さらに、(2-4)式は標準化により、次式のように表示できる。

$$P\left\{\frac{r_\pi - \mu_\pi}{\sigma_\pi} \leq \frac{\frac{-VaR}{\Pi} - \mu_\pi}{\sigma_\pi}\right\} = \alpha \quad (2-5)$$

(2-5)式において、 μ_π は利潤変動率 r_π の平均値、 σ_π は利潤変動率 r_π の標準偏差を表す。標準正規分布の確率 α における統計値を $Z(\alpha)$ とし、(2-5)式の{ }中の右辺について、

$$\left\{\frac{\frac{-VaR}{\Pi} - \mu_\pi}{\sigma_\pi}\right\} = -Z(\alpha), \quad \frac{-VaR}{\Pi} - \mu_\pi = -Z(\alpha)\sigma_\pi \quad (2-6)$$

と表示することができる。したがって、(2-6)式により、 VaR の値は

$$VaR = \Pi[Z(\alpha)\sigma_\pi - \mu_\pi] \quad (2-7)$$

となる。(2-7)式により算出される VaR は、「 $\Delta\Pi$ が $-X$ 以下になる確率 $\alpha\%$ 」での最大損失額 ML (Maximum Loss)を意味し、銀行リスク(損失)を指す。本稿では、(2-7)式を用いて、銀行にとって最大損失額である「 VaR 」を推計する。その VaR 定義については、<図2-1>に示しており、確率 α については、1%の水準を考える⁷⁾。

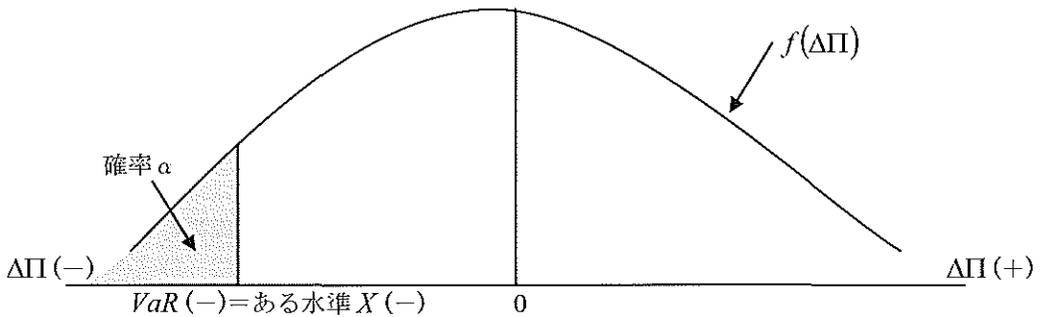
最大損失額 ML (Maximum Loss)である VaR は期待損失額 EL (Expectation Loss) と非

7 パーゼル委員会は α 水準を1%としており、Morgan銀行は5%としている。

期待損失額 UL (Unexpectation Loss) からなる。つまり、次式のように表示することができる。

$$ML = EL + UL \quad (2-8)$$

(2-8) 式の期待損失額 EL は、営業期間中において予想できる損失額であるので、当期利益を持って EL の相当額を積まなければならない。非期待損失額 UL は景気変動等によって予想することができないので、自己資本に UL 相当額のバッファを保有しなければならない。本稿では、最大損失額 ML について (2-7) 式に基づいて推計し、(2-8) 式においての期待損失額 EL と非期待損失額 UL の場合は、(2-8) 式を用いて推計する⁸⁾。



<図 2-1 VaR の定義>

2 銀行の経営破綻確率

本稿での経営破綻とは、銀行の貸借対照表上においての債務超過、すなわち損失 X が自己資本 K を超える状態で支払い不能となることであり、 BR と表示する。銀行の経営破綻 BR は、営業期間中に発生する不確実的な確率変数である。また、銀行の経営破綻確率とは、損失が自己資本を超える確率であり、 $P(BR)$ と表示する。

銀行の経営破綻確率 $P(BR)$ は、

$$0 \leq P(BR) \leq 1 \quad (2-9)$$

を満たす必要性がある。

(2-9) 式を満たすため、一般化線形モデルを利用する。本稿では、ロジット・モデル (Logit Model) に基づいて銀行の経営破綻確率 $P(BR)$ (以下、破綻確率という) を推計する。つまり、経営破綻に関係する変数の影響力について評価するため、非線形回帰モデルを用いる。まず、 t 時点において、破綻確率 $P(BR)_t$ は、以下のような関数 (線形回帰モデル) で記述されると仮定する。すなわち、

$$P(BR)_t = \beta_0 + \beta_1 X_t + \varepsilon_t \quad (2-10)$$

となる。(2-10) 式では、破綻確率 $P(BR)_t$ が銀行リスク (損失) X によって説明されていることを示している。 ε_t は誤差項であり、相互に独立である平均 0、標準偏差 σ の正規分布に従う

8 最大損失額 ML を分析することにより、銀行の損失実態を推計できる。期待損失額 EL は銀行が計上している貸倒引当金に相当すると言える。非期待損失額 UL については、 ML と EL の差で求められるが、自己資本保全の必要なバッファである。

とする。

銀行の経営破綻は(2-10)式のように単一説明変数のみで説明されるものではない。そのため、経営破綻確率 $P(BR)_t$ を決定する要因として代理変数 BR_t^* を導入し、複数のリスクファクター (risk factors) を説明変数とする線形関係式で表す。すると、次のような線形関係式となる。

$$BR_t^* = \gamma_0 + \gamma_1 X_{1t} + \gamma_2 X_{2t} + \cdots + \gamma_i X_{it} + \nu_t \quad (2-11)$$

(2-11)式は代理変数 BR_t^* を被説明変数とし、「 X_1 、 X_2 、 \cdots 、 X_i 」を説明変数としている線形関係式である。「 X_1 、 X_2 、 \cdots 、 X_i 」の各変数は t 時点において、銀行のリスクファクターを示しており、 ν_t は誤差項である。

BR_t^* と $P(BR)_t$ との間は線形関係にあるとし、(2-10)式のように表わすと、

$$P(BR)_t = \beta_0 + \beta_1 BR_t^* + \varepsilon_t \quad (2-12)$$

となる⁹⁾。(2-12)式に(2-11)式を代入すると、

$$P(BR)_t = \beta_0 + \beta_1 (\gamma_0 + \gamma_1 X_{1t} + \gamma_2 X_{2t} + \cdots + \gamma_i X_{it} + \nu_t) + \varepsilon_t \quad (2-13)$$

となる。(2-13)式は線形多変量式である。ただし、(2-13)式に基づいて、破綻確率 $P(BR)_t$ を推計する場合、(2-9)式の条件を満たさない。したがって、非線形関係式であるロジット・モデルを用いて破綻確率 $P(BR)_t$ を推計する。

BR_t^* の値がある一定値 ω 以上であれば破綻するとし、また一定値 ω 以下であるときには破綻しないとする。 $P(BR)_t$ と BR_t^* の関係について表すと、

$$P(BR)_t = 1 \text{ の場合、} BR_t^* > \omega \quad \text{破綻が発生する} \quad (2-14 \cdot i)$$

$$P(BR)_t = 0 \text{ の場合、} BR_t^* \leq \omega \quad \text{破綻が発生しない} \quad (2-14 \cdot ii)$$

となる¹⁰⁾。(2-14 i・ii)式は銀行の経営破綻条件式とする。「 ω 」は経営破綻が発生するか否かを決定する一定の基準値を表す。「 $P(BR)_t = 1$ 」となるときには、条件「(2-14・i)式の $BR_t^* > \omega$ 」を満たしていることとなる。

(2-11)式に基づき、ロジスティック関数によって破綻確率 $P(BR)_t$ を求める。つまり、非線形関数型であるロジット・モデルを用いて経営破綻確率を定式化する。ロジスティック関数は、

$$P(BR)_t = \frac{1}{1 + \exp(-BR_t^*)} = \frac{\exp(BR_t^*)}{1 + \exp(BR_t^*)} \quad (2-15)$$

となる。このロジスティック曲線 BR_t^* について、一般化線形モデルでは、連結関数の逆関数を利用する必要があるため、逆関数が解析的に求められることが望ましい。(2-15)式の関数は

$$BR_t^* = F^{-1}\{P(BR)_t\} = \log \left\{ \frac{P(BR)_t}{1 - P(BR)_t} \right\} \quad (2-16)$$

9 権・幸村(2007)。

10 権・幸村(2007)。

となり、このような変換をロジット変換と呼ぶ。つまり、ロジット変換による銀行の破綻確率 $P(BR)_t$ のロジットモデルは

$$\text{Log} \frac{P(BR)_t}{1-P(BR)_t} = \text{Logit}P(BR)_t = \gamma_0 + \gamma_1 X_{1t} + \gamma_2 X_{2t} + \dots + \gamma_i X_{it} + v_t \quad (2-17)$$

で表現される。(2-17)式から求められる $P(BR)_t$ は破綻確率であり、条件(2-9)式を満たしている。(2-17)式に基づいて、銀行の経営破綻確率を推計する。本稿では、(2-17)式から求められる確率を銀行破綻確率と呼ぶ。破綻確率の推計式については、第Ⅲ節で述べることとする。

3 銀行のバランス・シート

銀行は資産として、支払準備金の現金C、貸出L、有価証券S(取引目的)を保有し、同時に、負債として預金D、自己資本Kを持っていると仮定する。その場合、銀行のバランス・シートは次式のように表示される。

$$L+S+C=D+K \quad (2-18)$$

(2-18)式は簡略化により、中央銀行の借入金や銀行間の資金貸借などを捨象したものである¹¹⁾。銀行は(2-18)式のバランス・シート制約下で行動(営業活動)すると仮定する。(2-18)式の貸借対照表上に計上されない帳簿外取引、すなわちオフ・バランス取引について、債券発行保証N(NIF:Note Issuance Facilities)のみを取り扱っているとすると、銀行の資金運用である(2-18)式の左辺の場合、貸出L、有価証券S、債券発行保証枠Nはデフォルト・リスクを伴うものであるとし、デフォルト・リスクは債券発行保証Nが一番高く、有価証券S、貸出Lの順序であると仮定する。貸出、有価証券への投資、債券発行の保証を行えば、貸出金利 r_L 、有価証券収益率 r_S 、債券発行保証手数料 r_N という収益が得られるが、それぞれの収益率は所与であるとする。「 r_L, r_S, r_N 」は粗収益率であり¹²⁾、収益率の大きさは「 $r_N > r_S > r_L$ 」であるとする。「 $r_N > r_S > r_L$ 」という仮定下では、利潤の最大化を目的とする銀行行動の原理から言えば、有価証券の投資S及び貸出Lの残高ゼロということもあり得る。しかし、本稿では債券発行保証Nの限界費用とデフォルト・リスクの和は、有価証券投資Sの限界費用とデフォルト・リスクの和よりも高いものとし、また有価証券投資Sの限界費用とデフォルト・リスクの和は、貸出Lの限界費用とデフォルト・リスクの和よりも高いものとする。それにより、リスク回避という銀行行動を考慮し、有価証券投資S及び貸出Lのゼロ残高という行動は存在しないことになる。

銀行は常に貸倒れリスク、有価証券キャピタル・ロスのリスク、債務保証先の債務返済不履行リスクを負っている。したがって、期末における貸出Lの返済額、有価証券投資Sの回収額、債券発行保証Nの債務返済額は確率的であり、確率変数で表わされる。その変数を $\theta_L, \theta_S, \theta_N$ で表わす。すると、期末において、貸出Lの返済額は $\theta_L L$ 、有価証券投資Sの回収額は $\theta_S S$ 、債券発行保証Nの債務返済額は $\theta_N N$ となり、それぞれの収益は $\theta_L r_L L, \theta_S r_S S, \theta_N r_N N$ となる。ここ

11 権純珍(1994):187頁~188頁。ここでは、3資産・2負債、1オフ・バランス取引という単純な銀行バランス・シートを導入するが、銀行行動を分析する際の不都合は生じない。

12 r_N, r_S, r_L は粗収益率、つまり元利合計金利である。例えば、 r_L は「貸出金利+1」を示す。

で、 θ_L は不確実な貸倒れリスクに、 θ_S は不確実な価格変動や売却による損失リスクに、 θ_N は債務返済不履行リスクに依存する。ただし、 $0 \leq \theta_L \cdot \theta_S \cdot \theta_N \leq 1$ である。支払準備金の現金Cについては、業務上の決済や預金引出等のための支払い準備金であって、収益もリスクもが生じないものである。支払い準備金の現金Cにおいて、貸出Lと有価証券投資Sへの運用ができずに失われる機会費用については明示的には考慮しない¹³⁾。また、支払準備金の現金Cの保有による取引費用はかからないものとする。ただし、銀行は常に、預金残高に対して一定比率の現金Cを保有する。

銀行の資金源である(2-18)式の右辺の場合、預金Dは預金金利 r_D を支払うものとする。 r_D は与えられるものとし、預金市場で決まるものと仮定する。自己資本Kの場合、資本市場を通じて獲得するものとし、自己資本Kの1単位あたりに「 r_K 」という配当金を支払う。 r_K は所与である。

銀行が資金調達・運用を行う際には、それに要する物件費、人件費などの営業費用がかかるが、物件費と人件費について銀行の営業費用関数として表す。設備(店舗)の1単位当たりの営業費用、すなわち店舗1単位当たりのレンタル価格は r_E 、従業員(行員)の1人当たりの営業費用、すなわち従業員1人当たりの賃金は r_W とそれぞれ表示する。

4 銀行の経営行動

銀行は、利潤 Π の最大化を目的として行動する経済主体である。銀行の利潤 Π について、(2-18)式のバランス・シートに基づき経営活動を行う場合、次のように定義する。

$$\begin{aligned} \Pi = & \theta_L r_L L - L + \theta_S r_S S - S + \theta_N r_N N - N - r_D D - r_K K - \Phi(L, S, r_E, r_W) \\ & - \Psi(D, K, r_E, r_W) - \Gamma(N, r_E, r_W) \end{aligned} \quad (2-19)$$

(2-19)式の Π は確率変数としての利潤を表す。 $\Phi(L, S, r_E, r_W)$ は貸出Lと有価証券への投資Sを行う際の取引費用関数、 $\Psi(D, K, r_E, r_W)$ は預金Dと自己資本Kを調達する際の取引費用関数である。 $\Gamma(N, r_E, r_W)$ については、債券発行保証Nを行う際の取引費用関数である。債券発行保証Nの場合、貸出Lと有価証券投資Sに与える影響がなく、預金Dと自己資本Kの規模にも依存せず、独立的な取扱いが可能である。

銀行は(2-18)式のバランス・シート制約条件の下で、利潤最大化の行動をしなければならない。そのため、(2-19)式の銀行利潤 Π について、制約条件である(2-18)式を「 $D=L+S+C-K$ 」に変形して、(2-19)式に代入すると、次の(2-20)式のように書き直される。

$$\begin{aligned} \Pi_B = & (\theta_L r_L - r_D - 1)L + (\theta_S r_S - r_D - 1)S + (\theta_N r_N - 1)N - r_D C - (r_K - r_D)K \\ & - \Phi(L, S, r_E, r_W) - \Psi(D, K, r_E, r_W) - \Gamma(N, r_E, r_W) \end{aligned} \quad (2-20)$$

13 支払準備の現金Cの機会費用は、預金金利である(2-20式を参照)。しかし、本稿ではその機会費用を取り上げない。

(2-20)式の利潤 Π_B は、バランス・シート制約条件下で行動するとき得られる利潤である。

銀行はバランス・シート制約条件の下で、金融当局からの国際統一基準の最低自己資本比率規制(BIS規制)を受けなければならない。そのため、自己資本比率の規制を受けるときの銀行利潤を求める必要がある。まず、国際統一基準の自己資本比率を ρ と表示し、「 ρ 」について次式のように定義する。

$$\rho = \frac{(K_1 + \alpha) + K_2 + \beta}{RWA} \quad (2-21)$$

(2-21)式の ρ は、2010年11月に規制枠組みが決まった「新たな自己資本比率規制(BIS規制: パーゼルⅢ)」に基づき、単純化した自己資本比率である¹⁴⁾。まず、(2-21)式の分母 RWA は、リスク・ウェイト・アセット額を示しており、バランス・シート((2-18)式)とオフ・バランス取引に基づいて算出するものである。ここではその算出方法を省略している。次に、(2-21)式の分子はパーゼルⅢ基準の自己資本を表しており、 K_1 は基本的項目自己資本(Tier 1)、 α は資本保全バッファー(Capital Conservation Buffer)¹⁵⁾、 K_2 は補完的項目自己資本(Tier 2)、 β はカウンターシクリカルな資本バッファー(Countercyclical Buffer)¹⁶⁾を示す。 K_2 について、国際統一基準の自己資本に算入できる補完的項目は、貸借対照表上の自己資本高(基本的自己資本 K_1)を上限とする¹⁷⁾。 K_1 について、銀行が将来のストレス期に耐え得るよう、「 α 」という資本保全バッファー(Capital Conservation Buffer)を加える。また、総資本最低水準($(K_1 + \alpha) + K_2$)について、銀行セクターを過度の総信用拡大期から守るための、「 β 」というカウンターシクリカルな資本バッファー(Countercyclical Buffer)が設定されている。通常期には発効しない β は、信用拡大期において貸出や有価証券投資に対する抑制ファクターの役割を果たすものでもある。予想できない銀行損失に対する規制値である α 及び β は(2-8)式の非期待損失 UL を保全するバッファーであると言える。本稿では、 UL を資本保全に必要なバッファーの大きさであるとし、規制の現実値との比較を行う。

国際統一基準規制上(BIS基準)の最低自己資本比率を「 ρ 」であるとすれば、「 ρ 」の定義式は(2-21)式の自己資本比率により、

14 国際統一基準の自己資本比率規制について、 ρ のように単純化しても分析上の大きな問題は生じない。特に、 ρ は銀行の最低目標自己資本比率(target ratio)である。最低目標自己資本比率とは、銀行がBIS規制の最低自己資本比率(13%)、すなわちトリガーレシオ(trigger ratio: 規制介入開始の自己資本比率)を常に維持できるよう、設定される自己資本比率である。

15 脚注2)を参照。

16 脚注2)を参照。

17 補論のパーゼルⅢ基準を参照。

$$\bar{\rho} \leq \rho = \frac{(K_1 + \alpha) + K_2 + \beta}{RWA} \quad (2-22)$$

となる。(2-22)式は、いわゆるBIS規制と呼ばれる自己資本比率規制の定義式であり、「 $\bar{\rho}$ 」の値はBIS規制の下限値、すなわちトリガーレシオ(trigger ratio:規制介入開始自己資本比率)である。つまり、 $\bar{\rho}$ は、銀行が必ず維持しなければならない最低自己資本比率である。また、(2-22)式により、次式のような関係式に表すことができる。

$$\bar{\rho} \leq \rho \quad (2-23)$$

(2-23)式の不等式は、国際統一基準の自己資本比率の規制条件である。銀行は、BIS規制の下限値 $\bar{\rho}$ をクリアすることが義務付けられており、この義務を果たせなかった場合には、金融当局から業務制限命令を受けることとなる。つまり、当該銀行は金融当局より「早期是正措置¹⁸⁾」という命令を受け、「早期是正措置の命令」による自己資本比率の規制下に直面する。銀行不良化の事前防止策である「早期是正措置」の発動により、当該銀行は営業活動が制約されると同時に、不良債権を縮小するなど健全化に努めなければならない。

(2-22)式の自己資本比率について、 $K_B = (K_1 + \alpha) + K_2 + \beta$ とおき、 $K_B \geq \bar{\rho}(RWA)$ に書き直し、次式のような等式に表す¹⁹⁾。

$$K_B = \bar{\rho}(RWA) \quad (2-24)$$

(2-24)式の K_B は、規制上の最低自己資本比率 $\bar{\rho}$ を満たすときの国際統一基準自己資本の大きさである。銀行の自己資本高が規制の最低自己資本を下回る場合、規制上の最低自己資本比率 $\bar{\rho}$ (規制の下限値)を満たすことができなくなる。

(2-20)式の利潤 Π_B と、国際統一基準の最低自己資本比率(規制の下限値)を表している(2-24)式に基づき、ラグランジュ関数型を導入する場合、次式ようになる。

$$\begin{aligned} \Pi_B^B = & (\theta_L r_L - r_D - 1)L + (\theta_S r_S - r_D - 1)S + (\theta_N r_N - 1)N - r_D C - (r_K - r_D)K \\ & - \Phi(L, S, r_E, r_W) - \Psi(D, K, r_E, r_W) - \Gamma(N, r_E, r_W) \\ & + \lambda \{K_B - \bar{\rho}(RWA)\} \end{aligned} \quad (2-25)$$

(2-25)式の Π_B^B は当該年度(決算期)において、バランス・シート制約条件下で、(2-23)式の自己資本比率規制を受けているときの利潤である。(2-25)式は、(2-23)式の自己資本比率規制を受けているとき、銀行が直面する利潤最大化の問題に対する関数を表しており、利潤最大化を求める。銀行が規制上の最低自己資本比率を維持していれば、金融当局からの早期是正措置命令を受けることなく営業活動ができる。(2-22)式と(2-25)式から明らかなように、自

18 1998年4月に導入された日本の早期是正措置については、補論の表2を参照。その措置によると、健全な自己資本の銀行とは、海外営業拠点を有する銀行に係る国際統一基準の場合、自己資本比率が8%以上、海外営業拠点を有しない銀行に係る国内基準の場合、自己資本比率が4%以上である。8%未満、あるいは4%未満の銀行は当局から資本の増強に係わる措置の命令を受けることとなる。しかし、新たに導入される「バーゼルⅢ」の規則に基づいて、早期是正措置における命令対象の自己資本区分についても再設定が必要となる。

19 RWA の最適解が内点解であるとするので、不等式の代わりに等式を用いる。

己資本比率の規制下では、銀行が信用リスクウェイトの高い貸出や有価証券投資及び債券発行保証を抑制し、資産のリスク負担を少なくするように努める²⁰⁾。自己資本比率の規制を受けるときの利潤 Π_B^B は、規制を受けないときの利潤 Π_B に比べて減少していることが判る。(2-25)式の λ は自己資本比率規制の“シャドウ・プライス”を示している。つまり、当局による自己資本比率規制の下限値 $\bar{\rho}$ の引き上げは、銀行の期待利潤を低下させるという意味で、限界期待利潤を表すものである。

(2-25)式の利潤 Π_B^B が正である銀行は、早期是正措置の命令を受けることなく、健全な銀行として正常な営業活動を続けられる。しかし、銀行の利潤 Π_B^B が負となり、自己資本比率規制の下限値を維持できないときには、早期是正措置の命令を受けるようになり、不健全銀行となる。(2-25)式において、「利潤 $\Pi_B^B < 0$ 」である場合、損失 X が生じて赤字決算の計上となる。本稿では、当該年決算期時点で、その損失 X を計上するとき、自己資本 K と支払準備現金 C をもって補填するものとする。銀行の利潤 Π_B^B が負 ($-\Pi_B^B$)、つまり損失 ($= -\Pi_B^B$) が生じるとき、自己資本 K と支払準備現金 C をもって損失 X の補填に当てるので、健全銀行としての自己資本比率の基準値(規制の下限値)を維持できなくなる²¹⁾。その当該銀行は営業活動を続けることはできるものの、金融当局から経営破綻の事前防止策である「早期是正措置」の命令を受けることとなる。

(2-25)式の利潤 Π_B^B が負になるのは、次の条件を満たすときである。つまり、

$$i) \quad \theta_L, \theta_S, \theta_N < 1$$

$$ii) \quad \theta_L r_L \leq r_D + 1, \quad \theta_S r_S \leq r_D + 1, \quad \theta_N r_N \leq 1$$

(2-26)

のときである。i) について、返済・回収の確率変数である「 $\theta_L, \theta_S, \theta_N$ 」の値が「1」以下となるとき、貸出や有価証券投資及び債券発行保証(オフ・バランス取引)について100%の元本を回収できなくなり、損失ないし不良債権が発生することを意味している。ii) について、逆利ぎやを表しているので金利損失が生じる。

単年度において、利潤 Π_B^B が負になっていても経営破綻に陥ることはない。つまり、銀行が一時的に負の利潤 Π_B^B を計上しても(赤字決算)、支払い能力と流動性が維持されているのならば、経営破綻することはない。しかし、(2-25)式の利潤 Π_B^B の期待値が負となる場合、当該銀行は経営破綻に陥るものとする。当該銀行の期待利潤 $E(\Pi_B^B)$ は、(2-25)式の両辺に期待値をとることによって求められるものとする。すなわち、期待利潤 $E(\Pi_B^B)$ は(2-25)式により、

20 (2-22)式と(2-25)式において、異なる信用リスクウェイトを掛けて算出した信用リスク・アセットは、現金、貸出、有価証券、オフ・バランス取引等によるものである。信用リスクウェイトの高い貸出や有価証券及びオフ・バランス取引は、(2-22)式の自己資本比率と(2-25)式の利潤を減少することになる。準備現金 C は信用リスクウェイトがゼロである。

21 単年度において、損失 X を計上する銀行が自己資本 K と準備現金 C をもってその損失 X に当てるとしても、支払い能力を維持している限りは、再建不可能な経営破綻に陥ることはない。

$$\begin{aligned}
E(\Pi_B^B) = & \{E(\theta_L)r_L - r_D - 1\}L + \{E(\theta_S)r_S - r_D - 1\}S + \{E(\theta_N)r_N - 1\}N - r_D C - (r_K - r_D)K \\
& - \Phi(L, S, r_E, r_W) - \Psi(D, K, r_E, r_W) - \Gamma(N, r_E, r_W) \\
& + \lambda \{K_B - \bar{\rho}(RWA)\} \tag{2-27}
\end{aligned}$$

と表される。(2-27)式において、期待値で示されているのは $E(\theta_L)$ 、 $E(\theta_S)$ 、 $E(\theta_N)$ 、の3つのみである。ここで、 ρ の値について、自己資本比率規制の下限値 $\bar{\rho}$ を維持できるよう、銀行自らが設定するものであるとする。

「 θ_L 、 θ_S 、 θ_N 」の値が「1」以下となる場合、損失 X が発生する。損失 X を計上するときの銀行利潤を Π_X と表示し、(2-25)式の利潤式のように表わすと、

$$\begin{aligned}
\Pi_X = & (\theta_L^X r_L - r_D - 1)L + (\theta_S^X r_S - r_D - 1)S + (\theta_N^X r_N - 1)N - r_D C - (r_K - r_D)K \\
& - \Phi(L, S, r_E, r_W) - \Psi(D, K, r_E, r_W) - \Gamma(N, r_E, r_W) \\
& + \lambda \{K_B - \bar{\rho}(RWA)\} \tag{2-28}
\end{aligned}$$

となる。(2-28)式の利潤 Π_X は「 θ_L 、 θ_S 、 θ_N 」の値が「1」以下となり、貸出 L 及び有価証券投資 L と債券発行保証 N において損失 X を計上するときの利潤 Π_X である。(2-28)式の θ_L^X 及び θ_S^X と θ_N^X は、貸出 L 及び有価証券投資 L と債券発行保証 N において返済ないし回収の確率(θ_L 、 θ_S 、 θ_N)が1以下となるときの値である。(2-28)式の利潤 Π_X は、(2-25)式の利潤 Π_B^B に比べて低い値である。

(2-27)式の利潤 Π_B^B と(2-28)式の利潤 Π_X との差額は、損失 X を意味する。その損失 X について、次式のように表示する。

$$X = \Pi_B^B - \Pi_X \tag{2-29}$$

(2-29)式の損失 X は(2-1)式の VaR が示している損失の意味と一致する。(2-29)式の損失 X については、自己資本 K をもって直接償却するものとする²²⁾。その損失 X を計上するとき、(2-18)式の銀行バランス・シートは、

$$L_X + S_X + C_X = D_X + K_X \tag{2-30}$$

となる。 L_X は貸出 L の回収額($\theta_L^X L$)、 S_X は有価証券投資 S の回収額($\theta_S^X S$)を示している。 D_X 、 C_X 、 K_X は損失 X を計上したときのそれぞれ、預金、準備現金、自己資本を表わしている。また、オフ・バランス取引の債券発行保証 N の N_X は、債務返済履行金額($\theta_N^X N$)を表わす。 L_X 、 S_X 、 N_X 、 C_X 、 K_X の値は、損失部分を償却した後のものである。そのため、(2-30)式の大きさは(2-18)式に比べて小さい。つまり、銀行が損失 X を直接償却することで、バランス・シートの縮小変化を意味している。

(2-30)式の自己資本 K_X について、(2-18)式の自己資本 K から損失 X ($= \Pi_B^B - \Pi_X$)を引いたものを示す。銀行預金 D の場合、損失を計上しても、その規模には影響を与えないものとし、(2-18)式の預金 D と(2-30)式の預金 D_X とは同じ規模であるとする。銀行は一般的に赤字決算(損失)を計上しても、一般公衆から資金を預かる(預金 D)という金融サービスを

22 不良債権引当金について、準備現金 C を当てることとする。

続けると同時に、その預金 D について払い戻しの保証をしなければならない。そのため、銀行は損失 X を生じて、預金 D に対する金融サービスの行動を変えずに行うものである。支払準備現金 C の場合、銀行は損失 X の一部に対して、損失の引当金として支払準備現金 C をもって補うもの(償却)とするので、 C は減少して(2-30)式の規模 C_X となる。

損失 X を計上するときの自己資本比率を ρ_X と表示し、(2-30)式のバランス・シートとオフ・バランス取引(N_X)に基づき、国際統一基準の自己資本比率の定義式である(2-23)式を用いると、 ρ_X は、次のようになる。

$$\rho_X = \frac{(K_{X1} + \alpha) + K_{X2} + \beta}{RWA_X} \quad (2-31)$$

(2-31)式の ρ_X は、損失 X を計上するときの自己資本比率であるため、(2-21)式の ρ よりも低くなると同時に、BIS規制の最低自己資本比率 ρ を満たすこともできなくなる。そのとき、(2-22)式の条件式に基づくと、次のような自己資本比率の関係式が成立する。

$$\rho \geq \rho > \rho_X \quad (2-32)$$

(2-32)式の不等式は、銀行が損失を計上すると、規制の最低自己資本比率を維持できなくなること示している。(2-31)式について、「 $K_X \geq \rho_X (RWA_X)$ 」に書き直し、次式のような等式に表示する²³⁾。

$$K_X = \rho_X (RWA_X) \quad (2-33)$$

K_X は「 $(K_{X1} + \alpha) + K_{X2} + \beta$ 」を表す。また、 K_X は損失 X を計上するとき、国際統一基準の自己資本の大きさである。(2-33)式の自己資本 K_X が(2-24)式の規制上の最低自己資本 K_B を下回り、次式のような関係式が成立する。

$$K_B > K_X \quad (2-34)$$

(2-34)式は、損失 X を計上するときの自己資本 K_X の値は、規制の自己資本比率を維持しているときの自己資本 K よりも減少していることを示す。それは次のような関係式で表示できる。

$$K_X = K_B - X \quad (2-35)$$

(2-35)式は、損失 X を計上するときの自己資本 K_X を示すものである。つまり、 K_X は自己資本 K から損失 X を差し引いたものである。また、損失は K と K_X との差額と等しくなる。

(2-18)式のバランス・シートから、損失 X を計上するときのバランス・シートである(2-30)式を差し引くと、次式のようなになる。

$$(L - L_X) + (S - S_X) + (C - C_X) = (K - K_X) \quad (2-36)$$

(2-36)式において、左辺はバランス・シート上での損失の規模であり、右辺の $(K - K_X)$ は損失 X によって償却された自己資本の規模を示す。 $(K - K_X)$ はオン・バランス・シート上において、BIS規制の最低自己資本比率を維持するために必要とする自己資本(純資産の部)の規模である²⁴⁾。特に、オフ・バランス取引の債券発行保証 N から N の返済確率 θ_N が「1」以下と

23 貸出 L 、有価証券投資 S 、現金準備高 C の最適解が内点解であるとするので、不等式の代わりに等式を用いることができる。

24 自己資本(純資産の部)の規模とは、BIS規制の最低自己資本比率を維持するための必要な基本的項目自己資本の規模である。純資産の部とは、貸借対照表上の「資本の部」を指す(2007年3月決算期から変更)。

なるときの債券発行保証 N_X を差し引いた値、つまり、 N の損失である「 $(N - N_X)$ 」はオフ・バランス取引であるため、オン・バランス取引の(2-36)式には表示されない。ここでは、債券発行保証 N の損失部門 $(N - N_X)$ について、(2-36)式の $(C - C_X)$ をもって調整されるものとする。また、 $(C - C_X)$ が正である限り、預金引出請求などの決済に対して必要となる流動性は維持できる。しかし、銀行の財務状況が「 $K - K_X \leq 0$ 」である場合、債務超過が生じ、流動性の維持ができなくなる。つまり、銀行は経営破綻する。

(2-36)式における左辺の損失規模及び、自己資本比率規制の下限値を維持するための追加的な自己資本規模の推計について、(2-7)式及び(2-8)式を用いて算出する。

Ⅲ 経営破綻確率及びストレス・テストの推計式

第Ⅲ節では、第Ⅱ節で定式化した銀行リスク及び経営破綻確率の定義式に基づいて、銀行のリスク及び経営破綻確率、ストレスによる損失規模についての推計方法を述べる。まず、銀行の経営破綻を定義した上で、それぞれの推計方法について述べる。

1 銀行の経営破綻とリスク

第Ⅱ節で述べたように、債務超過が自己資本を超える状態で破綻が発生すると仮定する。換言すると、損失額 X を負の利潤とし、銀行の利潤 Π と自己資本 K の合計がゼロ、または負のときである。

$$\Pi + K \leq 0 \quad (3-1)$$

Π は今期末に決まる確率変数であり、負の場合には今期の最大損失 X であるとする。 K は前期に決まるものとして所与であるとする。前述のように、銀行リスクの発生によって損失額 X が大きくなるにつれ、損失額の大きさが自己資本 K を超えて経営破綻が生じる。

銀行リスク X (最大損失額 ML) について、第Ⅱ章の(2-7)式を用いて定式化する。すなわち、(2-7)式の「 $Var = \Pi[Z(\alpha)\sigma_\pi - \mu_\pi]$ 」に基づいて銀行リスク X を表示することができる。ここで、(2-7)式の「 Var 」の代わりに「銀行リスク X 」を差し替えて、銀行リスク X について次式のように表示する。

$$X = \Pi[Z(\alpha)\sigma_\pi - \mu_\pi] \quad (3-2)$$

(3-2)式が示しているように、銀行リスク X (銀行の最大損失) は当該年決算期の利潤 Π 、利潤変動率の標準偏差 σ_π 、利潤変動率の平均値 μ_π 、有意水準の統計値 $Z(\alpha)$ によるものである。(3-2)式を用いて銀行の最大損失 X を算出する。また、この式を用いて最大損失 X に対する各変数の寄与度を求める²⁵⁾。(3-2)式は、第Ⅱ節の(2-3)式で説明しているように、単利ベースに基づくものである²⁶⁾。

(3-2)式の銀行リスク X に(2-25)式の利潤 Π_B^B を代入することにより、銀行リスク X について、次式のような一次線形関係式として表示することができる。

$$X = \chi(RBL, k, r, r_{TC}, A, \mu_\pi, \sigma_\pi) \quad (3-3)$$

(3-3)式は、銀行リスク X の関数式である。 RBL は「 θ_L 、 θ_S 、 θ_N 」の代理変数として、総資産高に対する不良債権残高の比率を表わす。 k は総資産高に対する自己資本高の比率で、

25 最大損失に対する各変数の寄与度についての詳細は補論②を参照。

26 連続複利ベースの場合、 $X(Var) = \Pi[1 - e^{-\sigma_\pi Z(\alpha) - \mu_\pi}]$ である。詳しくは補論①を参照。

際統一基準の自己資本比率 ρ の代理変数である。 r は収益率を表しており、総資産高に対する当期利潤の比率である。 r_{TC} は総資産高に対する総費用の比率を示す。 A は総資産高で銀行規模を示す。 μ_x は利潤変動率の平均値、 σ_x は利潤変動率の標準偏差を表す。 X に対する説明変数の符号条件はそれぞれ、 RBL は「+」、 k は「-」、 r は「-」、 r_{TC} は「+」、 A は「-」、 μ_x は「-」、 σ_x は「+」を表わす。

2 銀行の経営破綻確率

銀行の経営破綻とは、前述のように、銀行が支払能力 (solvency) と流動性 (liquidity) を維持できなくなることによって発生するものである。経営破綻は、主として、銀行リスクの増加によって生じると仮定する。経営破綻確率とは、リスク増加により支払能力不能となる確率、すなわち債務超過 (損失) が自己資本を超えて経営破綻する確率を意味する。つまり、(3-1) 式の「 $\Pi + K \leq 0$ 」となる確率である。

銀行の経営破綻確率 $P(BR_t)$ について、(2-10) 式と (3-3) 式に基づいて次のような一次線形関係式として表示することができる。

$$P(BR_t) = \gamma(RBL, k, r, r_{TC}, A, \mu_x, \sigma_x) \quad (3-4)$$

(3-4) 式は、銀行の経営破綻確率 $P(BR_t)$ の関数式である。目的変数 $P(BR_t)$ に対して説明変数の符号条件は X が「+」であることにより、 RBL は「+」、 k は「-」、 r は「-」、 r_{TC} は「+」、 A は「-」、 μ_x は「-」、 σ_x は「+」である。

経営破綻を判断するため、経営破綻の判別関数式 DV を導入する。つまり、経営破綻の判別関数式 DV についても、(3-4) 式と同じく (2-10) 式と (3-3) 式を用いて、次式のように定式化する。

$$DV = \delta(RBL, k, r, r_{TC}, A, \mu_x, \sigma_x) \quad (3-5)$$

(3-5) 式により、経営破綻であるか、または非経営破綻であるかを推計する。つまり、(3-5) 式では「 RBL 、 k 、 r 、 r_{TC} 、 A 、 μ_x 、 σ_x 」の説明変数を用いて経営破綻の有無を判断する。 DV (Discriminate Variable) は経営破綻の有無を示す非説明変数である。 DV の場合、破綻銀行は1、非破綻銀行は0とする²⁷⁾。

3 経営破綻確率の推計式

経営破綻確率の推計式について、(3-4) 式の経営破綻確率 $P(BR_t)$ を第II節のロジットモデルの (2-17) 式に代入し、次の一次線形式のように定式化する。つまり、銀行の経営破綻確率 $P(BR_t)$ の推計式は、

$$\text{Logit } P(BR_t) = \gamma_0 + \gamma_1 RBL + \gamma_2 k + \gamma_3 r + \gamma_4 r_{TC} + \gamma_5 A + \gamma_6 \mu_x + \gamma_7 \sigma_x + \varepsilon_i \quad (3-6)$$

と書くことができる。(3-6) 式の説明変数において、「 RBL 、 r_{TC} 、 σ_x 」の上昇は経営破綻確率を上昇させるものであり、「 k 、 r 、 A 、 μ_x 」の上昇は経営破綻確率を低下させるものである。(3-6) 式から求められる確率 $P(BR_t)$ は「 $0 \leq P(BR_t) \leq 1$ 」である。

27 経営破綻銀行の破綻確率 $P(BR_t)$ は1、非経営破綻銀行の $P(BR_t)$ は0であるとするので、破綻銀行は1、非破綻銀行は0とする。

銀行の経営破綻、または非経営破綻を判断するため、(3-5)式の経営破綻判別関数式を用いて推計式を定式化する。つまり、

$$DV = \delta_0 + \delta_1 RBL + \delta_2 k + \delta_3 r + \delta_4 r_{TC} + \delta_5 A + \delta_6 \mu_\pi + \delta_7 \sigma_\pi \quad (3-7)$$

(3-7)式の目的変数(非説明変数) DV は、破綻銀行は「1」、非破綻銀行は「0」とし、経営破綻の有無について判別する。

3 ストレスによる損失の推計式

ストレスによる損失の推計式について、(2-8)式の損失定義式と(3-6)式の経営破綻確率推計式に基づいて、定式化する。つまり、銀行のストレス・テスト式は、

$$X_E = \gamma_0 + \gamma_1 RBL + \gamma_2 k + \gamma_3 r + \gamma_4 r_{TC} + \gamma_5 A + \gamma_6 \mu_\pi + \gamma_7 \sigma_\pi + \gamma_8 Dum + \varepsilon_i \quad (3-8)$$

とする。 X_E はストレスによる損失規模である。(3-6)式の説明変数において、 $\gamma_8 Dum$ は金融ショックのダミー変数、つまりストレス変数を表す。

IV 結び

本稿についてまとめると次のようになる。まず、銀行のリスクを計量化し、それに基づいて経営破綻及び経営破綻確率を定義した。銀行のリスクは VaR (Value at Risk)を用いて計量化し、経営破綻確率の推計式はロジット・モデル(Logit Model)に基づいてモデル化した。次に、銀行のバランス・シートと、BIS規制(バーゼルⅢ)という制約条件下での銀行利潤を求め、その利潤に基づいて損失を定式化した。その上で、損失を計上するときのバランス・シートを用いて、損失によって失われる自己資本の大きさについて明らかにした。その自己資本規模により、健全な自己資本を維持するための追加的に必要とする自己資本規模を計量化した。その自己資本規模は健全な銀行及び管理化銀行と経営破綻銀行に対する判断基準になる。

分析結果は次のとおりである。第1に、銀行リスクについて、利潤の変動幅を損失として表現することで、計量化することができる。経営破綻確率の場合、ロジット・モデルによって定義された経営破綻確率にリスクをはじめとする複数の説明変数を導入することで求められる。第2に、財務状況はバランス・シートと自己資本比率規制(BIS規制)の制約条件下で求めたものである。財務状況を示す銀行利潤の場合、貸出及び有価証券投資と債券発行保証の返済・回収確率が低くなるほど、利潤が減少する。その利潤減少が損失発生原因の一つとなる。第3に、損失発生により、自己資本比率規制の下限値を維持できなくなる。その損失により、自己資本が縮小して早期是正措置の対象銀行となり、さらには経営破綻銀行となる。

今後の課題として以下の点が挙げられる。まず、本稿で定義した銀行及び経営破綻確率と経営破綻の財務状況に基づいて、銀行システムにおけるリスクと経営破綻に対する要因分析を行うことである。次に、銀行の実際データを用いて、銀行リスクと経営破綻確率、健全な銀行及び管理化銀行と経営破綻銀行に対する判断基準に基づく実証分析を行わねばならない。銀行健全度の実態を把握できるよう、ストレスによる損失テストを行うことである。その結果により、銀行リスク要因や経営破綻のプロセスについて明確にすることが求められる。これらの結果を受けて、政策上の含意を提言していかなければならない。以上の課題については別稿で論じていく。

補論

①連続複利ベースのVaR

$$P\{\Delta\Pi \leq -VaR\} = \alpha$$

$$\text{利潤変動率 } r_\pi = \log \frac{\Pi + \Delta\Pi}{\Pi} \quad e^{r_\pi} = \frac{\Pi + \Delta\Pi}{\Pi} \quad \Pi \cdot e^{r_\pi} = \Pi + \Delta\Pi \quad \Delta\Pi = \Pi(e^{r_\pi} - 1)$$

$$P\{\Pi(e^{r_\pi} - 1) \leq -VaR\} = \alpha \quad P\{e^{r_\pi} \leq \frac{\Pi - VaR}{\Pi}\} = \alpha \quad P\left\{r_\pi \leq \log \frac{\Pi - VaR}{\Pi}\right\} = \alpha$$

$$P\left\{\frac{r_\pi - \mu_\pi}{\sigma_\pi} \leq \frac{\log \frac{\Pi - VaR}{\Pi} - \mu_\pi}{\sigma_\pi}\right\} = \alpha \quad \frac{\log \frac{\Pi - VaR}{\Pi} - \mu_\pi}{\sigma_\pi} = -Z(\alpha)$$

$$\log \frac{\Pi - VaR}{\Pi} - \mu_\pi = -\sigma_\pi Z(\alpha) \quad \log \frac{\Pi - VaR}{\Pi} = -\sigma_\pi Z(\alpha) + \mu_\pi$$

$$\frac{\Pi - VaR}{\Pi} = e^{-\sigma_\pi Z(\alpha) + \mu_\pi} \quad \text{連続複利ベース : } VaR = \Pi(1 - e^{-\sigma_\pi Z(\alpha) + \mu_\pi})$$

②最大損失の寄与度について

$$X(VaR) = \Pi(Z(\alpha)\sigma_\pi - \mu_\pi)$$

上の式について両辺に対数logをとると、 $\log X = \log \Pi + \log(Z(\alpha)\sigma_\pi - \mu_\pi)$ となる。

また、両辺にlogXで割ると、次の式のように表示できる。

$$\frac{\log X}{\log X} = \frac{\log \Pi}{\log X} + \frac{\log(Z(\alpha)\sigma_\pi - \mu_\pi)}{\log X}$$

上の式に基づいて、 σ_π の寄与度について求めると、次式のようになる。

$$\frac{\log(Z(\alpha)\sigma_\pi - \mu_\pi)}{\log X} \times \frac{z(\alpha)\sigma_\pi}{(Z(\alpha)\sigma_\pi + \mu_\pi)}$$

また、 μ_π の寄与度については、次式のようになる。

$$\frac{\log(Z(\alpha)\sigma_\pi - \mu_\pi)}{\log X} \times \frac{\mu_\pi}{(Z(\alpha)\sigma_\pi + \mu_\pi)}$$

③規制上の最低自己資本比率

i) バーゼルⅢ基準

2019年3月決算期から導入される「バーゼルⅢ基準(新BIS規制)における規制上の最低自己資本比率」は、分母のリスク・アセット額に対して、分子の最低自己資本額を13%以上とするものである。つまり、バーゼルⅢ基準の規制最低自己資本比率 ρ_{III} は

$$\rho_{\text{III}} = \frac{\text{Tier1} + \text{Tier2} - \text{控除項目}}{\text{リスク・ウェイト・アセット}} \geq 13\%$$

と表示される。13%とは、Tier1最低水準6%、資本保全バッファ2.5%、Tier2等最低水準2%、カウンターシクリカルな資本バッファ2.5%(最大水準)の合計である。ただし、Tier1のコアは普通株及び余剰金とし、優先株を除外する。そのコア最低水準は4.5%である。特に、バーゼルⅢでは、準補完的項目の自己資本であるTier3を廃止する。

ii) バーゼルⅡ基準

2007年3月決算期から導入された「バーゼルⅡ基準における規制上の最低自己資本比率」について、分母のリスク・アセット額は、信用リスク・アセット額CRA、マーケット・リスク・アセットMRAとオペレーショナル・リスク・アセットORAの合計額である。分子の最低自己資本額については、基本的項目(Tier1)、補完的項目(Tier2)と準補完的項目(Tier3)となっている。規制の最低自己資本額に対して、信用リスクの所要自己資本 RC_C 、マーケット・リスクの所要自己資本 RC_M とオペレーショナル・リスクの所要自己資本 RC_O を算入しなければならない。

規制上の最低自己資本比率は分母のリスク・アセット額に対して、分子の最低自己資本額を8%以上とするものである。つまり、バーゼルⅡ基準の規制最低自己資本比率 ρ_{II} は

$$\rho_{II} = \frac{\text{Tier1} + \text{Tier2} + \text{Tier3} - \text{控除項目}}{\text{CRA} + \text{MRA} + \text{ORA}} \geq 8\%$$

と表示する。

<表1> 所要自己資本の算入例

リスク区分	Tier 1	Tier 2	Tier 3	控除項目
信用リスク	資本勘定+連結子会社の少数株主持分-営業権-連結調整勘定	その他有価証券の評価差益の45%相当額+土地の再評価差益の45%相当額+一般貸倒引当金+負債性資本調達手段+期限付劣後債務(償還期限が5年超)+期限付優先株	Tier1額が信用リスク・アセット額の4%を上回る場合、上回る額の250%の短期劣後債務。ただし、Tier1額が信用リスク・アセット額の4%を下回る場合には算入しない。	他の金融機関資本調達手段の額
マーケットリスク	信用リスクと同様。ただし、所要自己資本の少なくとも28.5%は必要	信用リスクと同様。ただし、「Tier 1の額」を上限とする。また、「Tier 1の額」の250%の限度内で「Tier 3」を代替することができる。		
オペレーショナルリスク	オペレーショナル・リスク相当額に12.5を乗じた額の8%。オペレーショナル・リスクに対する自己資本の算入額は規制上の最低所要自己資本の20%。			

出所) 権純珍・幸村千佳良(2007)の122頁(表1)。

注1) 「Tier 1」は償還を行う蓋然性を有する株式等の発行について、発行株式額は発行時の「Tier 1」の15%を限度とする。

注2) 「Tier 2」の算入可能額は「Tier 1」から「Tier 3」を引いた差額を上限値とする。ただし、一般貸倒引当金は自己資本比率算式の分母の1.25%を限度とする。期限付劣後債務と期限付優先株はTier1額の50%を限度とする。自己資本比率算式の分母とは、「信用リスク・アセット+(マーケット・リスク相当額×12.5)+(オペレーショナル・リスク相当額×12.5)」。

注3) 「Tier 3」は「Tier 1額」が信用リスクの4%を上回る額の250%。マーケット・リスク相当額の7分の5に相当する額及び「Tier 1額」のうち最も小さい額を上限とし、「Tier 1額」が信用リスクの4%を下回る場合には算入しない。

注4) マーケット・リスクにおいて、「Tier 1の額」(所要自己資本の少なくとも28.5%)は他のリスクをカバーしていないこととする。

④日本の早期是正措置制度

〈表2〉 日本の早期是正措置制度

区 分		自己資本比率		命令の主な内容
		海外営業拠点を有する銀行 (国際統一基準 ²⁾)	海外営業拠点を有しない銀行 (国内基準 ³⁾)	
命令 非対象 区分	健全な 自己資本 A	8%以上	4%以上	
第1区分	過少 自己資本 B	4%以上8%未満	2%以上4%未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画(原則として資本の増強に係る措置を含むものとする)の提出の要求及びその実効の命令
第2区分 の1	著しい 過少 自己資本 C	2%以上4%未満	1%以上2%未満	次の自己資本の充実に資する措置に係る命令 1 資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 2 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 3 総資産の圧縮又は増加の抑制 4 取引の通常に照らして不利益を破るものと認められる条件による預金又は定期積金等の受入れの禁止又は抑制 5 一部の営業所における業務の縮小 6 本店を除く一部の営業所の廃止 7 業務の縮小又は新規取扱いの禁止
第2区分 の2	特に 著しい 過少 自己資本 D	0%以上2%未満	0%以上1%未満	自己資本の充実、大幅な業務縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上で、当該選択に係る措置を実施することの命令
第3区分	E	0%未満	0%未満	業務の全部または一部の停止命令

出所:権・幸村(2007)の123頁(表2)。

注1)日本の早期是正措置は1996年6月に成立した「金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律」に基づいて、1997年7月に設けられた大蔵省令である。

注2)国際統一基準とは海外営業拠点を有する銀行の基準。国際統一基準のリスク・アセット(信用リスク・アセット額+マーケット・リスク相当額を8%で除じて得た額)に対する国際統一基準の自己資本(Tier 1:基本的項目の自己資本+Tier 2:補完的項目の自己資本+Tier 3:準補完的項目の自己資本)の比率。

注3)国内基準とは海外営業拠点を有しない銀行の基準。国際統一基準のリスク・アセット(信用リスク・アセット額)に対する国際統一基準の自己資本(Tier 1:基本的項目の自己資本+Tier 2:補完的項目の自己資本-有価証券含み益の45%相当額)の比率。

参考文献

- 石村貞夫・和田喜美雄(2000) 『金融・証券のためのリスク管理と統計解析』東京図書
- FFR(2010) 『リスク計量化入門 VaRの理解と検証』金融財政事情研究会
- 木島正明(1998a) 『金融リスクの計量化(上)バリュエーション・アット・リスク』金融財政事情研究会
- 木島正明(1998b) 『金融リスクの計量化(下) クレジット・リスク』金融財政事情研究会
- 金融監督院・新BIS室(2006) 『分りやすい新BIS(第一編 信用リスク)』韓国・金融監督院(ソウル)
- 金融監督院・新BIS室(2006) 『分りやすい新BIS(第二編 運用リスク)』韓国・金融監督院(ソウル)
- 金融庁(1999) 『リスク管理モデルに関する研究会報告書』金融庁
- 金融庁告示第19号(2006) 『自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準』金融庁
- 権 純珍(1994) 「自己資本比率の規制と銀行行動」『成蹊大学経済学部論集』第25巻第1号
- 権 純珍(2006) 「銀行リスクと銀行経営破綻に関する計量的試論」『救国大学論集』第7・8巻第合併号
- 権 純珍・幸村千佳良(2001) 「日本の主要19銀行の健全性について」『成蹊大学経済学部論集』第32巻第1号
- 権 純珍・幸村千佳良(2002) 「公的資金の導入と自己資本比率」『成蹊大学経済学部論集』第32巻第2号
- 権 純珍・幸村千佳良(2007) 「銀行のリスクと経営破綻」『成蹊大学経済学部論集』第38巻第1号
- JP Morgan(1997) Risk Credit Metrics TM —Technical Document—, JP Morgan, ジョリオン, フィリップ(第一勧業銀行金融技術研究センター訳)(1999) 『バリュエーション・アット・リスクのすべて』シグマベイスキャピタル
- 菅 民郎(2005) 『多変量解析の実践(上)』現代数学社
- 全国銀行協会(各年度決算期号) 『全国銀行財務諸表分析』東京銀行協会出版センター
- 全国銀行協会金融調査部(2010) 『日本の金融システム』東京銀行協会出版センター
- 丹後俊郎・山岡和枝・高木晴良(2005) 『ロジスティック回帰分析 SASを利用した統計解析の実際』朝倉書店
- 中村信一(2000) 「第2章 銀行の債務超過確率と適正預金保険料率」『金融不況の実証分析』日本経済研究センター
- バーゼル銀行監督委員会(日本銀行仮訳)(1999) 『マーケット・リスクを自己資本合意の対象に含めるための改定』バーゼル銀行監督委員会
- バーゼル銀行監督委員会(日本銀行仮訳)(2001) 『自己資本に関する新しいバーゼル合意』バーゼル銀行監督委員会
- バーゼル銀行監督委員会(日本銀行仮訳)(2001) 『補論 オペレーショナル・リスク(バーゼル銀行監督委員会による市中協議会)』バーゼル銀行監督委員会
- Basel Committee on Banking Supervision(2001), The Internal Ratings-based

approach Supporting Document to the New Basel Capital accord, Bank for International Settlements.

Basel Committee on Banking Supervision (2005), An Explanatory Note on the Basel II IRB Risk Weight Functions, Bank for International Settlements.

Basel Committee on Banking Supervision (2010), Press Release 'Group of Governors and Head of Supervision Announces Higher Global Minimum Capital Standards', Bank for International Settlements.

Basel Committee on Banking Supervision (2010), The Basel Committee's Response to the Financial Crisis: Report to the G20, Bank for International Settlements.

Basel Committee on Banking Supervision (2010), Basel III: A Global Regulatory Framework for more Resilient Banks and Banking Systems, Bank for International Settlements.

European Council (2010), European Council 16-17 December 2010 Conclusion, European Council.

文鐘鎮・林哲淳・朴柄洙・高一用・李承国(2007) 『バーゼルⅡとリスク管理 Risk Management under BasselⅡ』経文社(韓国・ソウル)

森平 爽一郎(1999) 「信用リスクの測定と管理 第2回定性的従属変数回帰分析による倒産確率の推定」『証券アナリストジャーナル』37巻11号

藪下史郎(1995) 『金融システムと情報の理論』東京大学出版会

Journal
of
Kyushu Kyoritsu University
Faculty of Economics

No. 123

February 2011

Contents

Articles:

- A Study of the Game of Chess in William Caxton (2) Yasuo Arimura ... (1)
- A Study of Taguchi Ukichi's Entrepreneurial Activities Yuko Okada ... (13)
in the latter half of 1880's.
- Bank Loss and Bankruptcy Process Kwon Soonjin ... (33)